

官報

昭和四十七年五月十二日

○第六十八回 参議院會議録第十四号

昭和四十七年五月十二日(金曜日)

午後一時三十三分開議

○議事日程 第十四号

昭和四十七年五月十二日
午後一時開議

- 第一 緊急質問の件
- 第二 北方領土問題対策協会の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 沖縄開発庁設置法案(第六十七回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付)
- 第四 臨時石炭鉱業復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一より第五まで
- 一、沖縄恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案(鈴木強君外四名発議)
- 一、請願の件
- 一、沖縄振興開発金融公庫法案(第六十七回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付)
- 一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、沖縄総合事務局の事務所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号 緊急質問の件

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

田英夫君から、アメリカの北ベトナム海上封鎖に關する緊急質問が、渡谷邦彦君から、ニクソン米大統領のベトナム強硬政策による北爆及び北ベトナム港灣封鎖に關する緊急質問が、木島則夫君から、米海軍による北ベトナム海上封鎖に關する緊急質問が、星野力君から、アメリカのベトナム民主共和国に對する海上封鎖等侵略政策の拡大に關する緊急質問が、それぞれ提出されております。これらの緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。順次發言を許します。田英夫君。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。順次發言を許します。田英夫君。

田英夫君 私は、日本社会党を代表して、今回アメリカのニクソン大統領がベトナムで行なった海上封鎖など、一連の舉動とも言うべき強硬措置に對し、政府がどのように考えておられるのか、そうしてこのアメリカの軍事行動に、沖縄を含む日本の基地が使用されているという事実について、アジアの平和を守るという立場から、政府がいかに対処しようとしておられるのか、この問題について政府の見解を伺いたいと思ひます。

私の質問は、アジアの平和を願ひ、ベトナムに一日も早く平和が到来することを祈っている日本国民を代表し、同時に、北爆下の北ベトナムをこの目で見て、ベトナムにおけるアメリカの戦争が、いかに非道なものであるかという、その実態を知っている者の立場から行なうものであります。(拍手)したがって、佐藤総理大臣はじめ政府の責任者は、いたずらにアメリカの顔色をうかがい、その戦争政策に追隨するのではなくて、この日本国民の願ひにこたえる立場から、明快な答ををしていただきたいと思ひます。

政府は、今回の事態が発生した直後、国会における福田外務大臣の答弁を通じて、日本は中立を守るという態度を打ち出されました。ここであらためて佐藤総理大臣に伺いたい。

政府は、真に中立を守り抜くという態度であると理解してよろしいでしょうか。もし政府が、真に中立を守ると言われるならば、現在、沖縄を含めた日本国内にあらわれている事態は、中立とはほど遠いものであると言わざるを得ません。むしろ、現実の事態は、日本がアメリカのベトナム侵略戦争の補給基地となり、兵器修理工場になり果てていると言わざるを得ないのであります。中立国の義務を定めた国際条約によつても、中立国は、戦争当事国の一方に兵器、弾薬、艦船の輸出と通過に便宜を与えてはならないとしており、それにもかかわらず、政府は、この事態で、中立を守っていると言われるのでしょうか。

ところで、この機会に、政府は、ベトナム戦争の実態をどのように理解しておられるのか伺いたい。

一九五四年のジュネーブ協定は、当時、ホー・チ・ミン大統領の率いるベトナムが、フランス侵略軍を打ち破つたあとのベトナムについて、北緯十七度線を暫定的な軍事境界線として停戦を実施し、すみやかに南北統一の総選挙を行なつて、ベトナムの新しい政權をきめることにしていたのであります。しかるに、アメリカは、そのジュネーブ協定を侵犯して、一九五六年に、みずからのかいらいであるゴ・ジン・ジエムを南半分だけの選挙で大統領にかつぎ出し、徐々に侵略の手を伸ばしたのであります。こうした事態にがまんできなかつたのが、南ベトナム愛国者たちが固結して立ち上がったのが、南ベトナム解放民族戦線であり、彼らは、アメリカが言うベトナム、つまりベトナムの共産主義者ではありません。共産主義者はその一割にも達していないのです。彼らは愛国者の集團であります。そして彼らは、アメリカが、ジュネーブ協定を侵犯し、自分たちの国に土足で銃を持って踏み込んだのに對し、自衛のために、自分たちの国を守るために戦つたのであります。

さらに、北ベトナムの人たちは、この南の同胞を救うために援助を送り、ともに戦いに参加したのは当然であります。ところが、アメリカは、今回の強硬措置の口実に、北側が南を侵略していると言っています。まさに盗人たけだけしと言わざるを得ません。北緯十七度線は、さきにも述べたとおり、ジュネーブ協定で定められた暫定的な軍事境界線であつて、国境ではありません。北側の人たちも、当然、自分たちの祖国の一部である南ベトナムで戦う権利を持っています。

そこで、佐藤総理、福田外務大臣にお尋ねいたします。

政府は、このようなベトナム戦争の真実の歴史を認めるべきであります。そして、アメリカの

戦争が侵略戦争であることを、この際はつきりと認めるべきであります。アメリカの、北からの侵略という口実は、まさに侵略の口実であることを認めるべきであります。政府の見解を伺いたい。

さらに、佐藤総理は、きのうの衆議院の決算委員会で、わが党の西宮委員の質問に対し、過去におけるアメリカ軍の南ベトナム進駐は、はたしていいことだったかどうか疑問な点があると発言をされました。ところが、同じきのうの午後の衆議院本会議における緊急質問に対しては、今回のアメリカの措置は国連憲章五十一条に基づく集団自衛権の発動であると思つて、アメリカを支持する態度を明らかにされました。いずれが真意であるか伺いたい。

総理は、今回の米軍の行動を集団自衛権の行使と言われるが、アメリカの侵略に対し、北側の人たちが祖国を守るために南で戦うのは当然の権利であり、アメリカ側の行動を集団自衛権と解釈するのは国際連合の上からも全く無理と思つて、いかがでしょう。

さらに、アメリカが今回行った港灣、領海の封鎖は、国際法上から見て重大な問題をはらんでいと言わざるを得ません。ところが、政府は、アメリカが国連安保理事会の書簡で今回の措置を報告したことをもって、国連憲章に基づく集団自衛権の発動であるとしてアメリカを支持しています。アメリカは単に形式的に安保理事会に報告しただけであつて、アメリカが実際に進駐しているのは、ベトナム民主共和国はもちろんで、第三国の船が公海を自由に使用する権利を侵し、領海の無害航行権をも侵しているのではありません。このようなことは国際法の通念からして許すべからざることであるの言ふまでもありませんが、政府はなぜこれを支持しておられるのか、その根拠を伺いたい。

次に取上げなければならぬことは、アメリカ軍がベトナム侵略戦争の基地として在日米軍基地を意のままに使用し、日本をその補給基地、兵

器修理工場として用いる事実であります。このことは、まさに日本自身が戦争に巻き込まれる危険をはらんでいると言わざるを得ません。

去る昭和四十一年六月、衆議院外務委員会において、当時の権名外務大臣は、「日本は日米安保条約によつてベトナム戦争で中立ではない、こう言つていいます。さらに自民党委員の「日本が中立でない」とすれば、北ベトナムから見れば敵性国家である。そうするとアメリカ軍進駐基地の沖縄などが北側の報復攻撃を受けてやむを得ないのでないか」との質問に対し、権名外務大臣は「確かにそれ」とお答えです。と答えています。いまや事態はそれ以上に重大であります。沖縄のみならず、岩国、横田などからもアメリカ軍用機がベトナムの戦場に飛び立っています。しかもこれらの飛行部隊は、政府の答弁とは違つて、日本を飛進するとき、すでに作戦命令を受けているという事実があります。また、神奈川県相模原のアメリカ軍補給廠では、アメリカ軍のみならず南ベトナム政府軍の戦車までが修理され、再び戦場に送られていきます。こうした事態を防ぐための備えであつたはずの事前協議は一体どうなつてしまつたのでしょうか。もと

もと政府は、事前協議の日本側提案権を放棄し、装備の変更、戦闘作戦行動についても、アメリカ側の言いなりになつて査察権をも放棄していたのであります。そして現在では、事前協議の対象は、事実上B52の直接発進と核の持ち込みだけと言つていい状態になつています。これでは、まさに事前協議は空洞化していると言わざるを得ません。

さらに、沖縄県民は復帰を三日後に控えて、いま連日、アメリカ空軍機のベトナム発進の爆音にさらされています。沖縄県民は復帰後もこの状態が続くであろうことに、抗議と不安を抱いていることは言うまでもありません。このような状態では復帰を祝うどころではないはずであります。政府は、このような事態の中で、いまこそ早急に、日米間の安保協議委員会の開催をアメリカ側に求め、事前協議について、あらためて明確な規定を

作成するとともに、沖縄を含めた一切の在日米軍基地、施設をベトナム戦争に使用しないよう、厳然としてアメリカに申し入れるべきであります。政府の見解を伺いたい。

次に、政府の対ベトナム外交の方針を伺います。福田外務大臣は、さきにベトナム民主共和国に外務省の担当課長を非公式に派遣したことをもつて、あたかもベトナム民主共和国との接近をはかつていくのかとよく宣伝されました。しかし、私がベトナム民主共和国を訪れたとき、その政府責任者は「日本国民の私たちに對する支援に感謝します。しかし、佐藤内閣は敵です」と明快に述べていたのを、いまもはっきりと記憶しています。いまも当然その態度は変わっていないでしょう。いや、今回の政府の態度と日本国内で起きている事態で、さらにそうした気持ちを強めているに違ひありません。政府は、一体今後ベトナムに對する外交をいかに進めるつもりか伺いたい。

そして、念のために申し上げるが、南ベトナムでは、遠からずアメリカのいらいであるグエン・バン・チュウ政権がベトナム民衆の力によつて崩壊し、新たに、民族和解の民主連合政権ができる日がくるに違ひありません。そのときに、佐藤内閣の現在の姿勢では、北のベトナム民主共和国、南の民主連合政権が日本をどう考えるかは明白であります。政府は、一日も早く、そのまやかの外交方針を変更すべきであります。

以上の見解に立つて、私は次のことを政府に要求したい。

一、アメリカ政府に対し、海上封鎖など今回の強硬措置をすみやかに解除するよう要求すること。

一、空洞化している事前協議条項に對する政府の統一見解をすみやかに示すこと。

一、事前協議問題を中心に、早急に日米安保協議委員会の開催をアメリカ政府に要求すること。

一、そして、アメリカのベトナム侵略戦争に沖

縄を含むすべての在日米軍基地、施設を使用しないよう、アメリカ政府に要求すること。この点であります。

そして最後に、佐藤総理はじめ政府責任者にお考えいただきたいことがあります。それは、アメリカがベトナム戦争でなぜ核兵器を使わなかったかという問題であります。アメリカの軍部の一部などには、核兵器使用の意見がありますが、今回もニクソン大統領は、核使用を除外いたしました。アメリカはベトナムで明らかに軍事的に敗北しているにもかかわらず、最後の切り札ともいふべき核兵器を使つていない。いや、それは使えないのだと言ふべきだと思います。世界の平和を愛する人々の良心がそれを許さないからだと思つて、すべての日本国民もそれを許しません。もはや核兵器を持つていくことが世界の国々を支配するといふ時代は去りつつあります。政府は、このような人類の大きな歴史の流れの中で、平和憲法を持つ日本こそがその流れの先頭に立たなければならぬという決意を込めて、いま当面するこのベトナムの事態にも対処すべきではないでしょうか。その意味から、政府が従来より続けてきているアメリカの戦争政策に追隨する誤つた姿勢に對し、厳重な警告を発し、反省を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えをいたします。わが国はベトナム紛争の当事国でもなく、また、これは局外者である。これは、現実の實際に合つていふ表現だと思つて。また、今次措置の具体的内容の詳細も不明であるので、今次措置につきまして立ち入つた論議を差し控えておる。私が中立と言つたのも、まさにこのような意味と御理解いただきたいと思います。しかし、政府といふことは、今回の米国の強硬措置は、従来のおさまたちの経緯からして、やむを得ずとられたものと了解しており、この結果、双方の自省と努力により、一刻も早く和平の実現することを強く期

待するものであります。もともと、このベトナム戦争、これは、いわゆる集団自衛権、その行使である。また、今回の港湾封鎖なども、この集団自衛権の措置としてアメリカがその拳に出たこと、これは、国連安保理理事会に通告した、そのことによりまして御理解がいただけると思ひます。

次に、米軍がわが国の施設・区域を使用し得るのは、日本の安全と極東の平和と安全に寄与するためであります。インドシナ半島の情勢が極東の平和と安全に無関係と言えない以上、米軍がわが国の施設・区域を修理、補給などのために使用することは、安保条約上許されているものと考へております。わが国は、政治理念や社会制度の差を越えて、あらゆる面との間に相互理解と友好関係を増進し、経済、文化等の面で交流を促進することを外交方針としております。したがって、今回ベトナム情勢が一次的にもせよ緊張化したことにつきましては、これを憂慮し、また、残念に思つております。政府としては、今後かかる緊張化した事態が一日も早く解消されて、北ベトナムとの関係が、より一そう緊密になり得るよう、心から希望するものであります。

最後に、田君から四項目についての御提案がございました。さらにまた、政府に対しても御要求がございました。これらは、私はつつしんで承つておきます。(拍手)

〔国務大臣福田進夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田進夫君) 田さんから、ベトナムの今回の事態で、わが国がベトナム戦争の米軍の補給基地化してある、兵器工廠化してある、あたかもベトナム戦争にわが国が巻き込まれておるといふような感じのお話でございましたが、わが国は日米安全保障条約を結んでおるわけでございます。日米安全保障条約によりましては、修理、補修、これはわが国の義務になつておるのであります。したがって、米軍の損傷兵器の修理、補修をする、これはわが国の米軍に対する日米安全保障条約上の義務であります。しかしながら、

さらばといつて、わが国がベトナム戦争に巻き込まれておるか、わが国にある米軍の基地が米軍の作戦軍事行動の基地になつておるかといふと、そうじゃないんです。たとへば、今回の海上封鎖で機雷が敷設される、それは、わが国の基地から飛び立つ航空機によつて投下されるものであるといふような見方をする人があります。しかし、さうな事実は全然ありませんから、さうなことはひとつ御安心願ひたい。わが国は米軍に基地を提供してありますけれども、わが国の基地から、作戦行動のために直接ベトナムに対して出撃をする、さうなことは一切いたしませんから、この点は、よくひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思ひます。

なお、質問に関連して四つの意見が述べられたわけでありまして。総理は、つつしんで承るといふお話であります。私から所見を申し上げます。

まず第一に、アメリカの封鎖に対して、この撤去を要求せよ、こういうお話であります。しかし、結論から申し上げますと、その要求は私はいたしません。つまり、今回の事態がどういふことか、これは南北両方に言ひ分があります。米国の言ひ分によりますと、北ベトナム軍が中立地帯を侵犯いたしましたして南進をしてきた、これに対する対応のたまえを示すものである、こういうふうに言う。また、北ベトナムには北ベトナムの言ひ分があります。しかし、私どもは国交を持ちませんので、直接聞いておりません。しかし、いづれにいたしましても、われわれは戦争の当事者じゃないんです。いづれの戦争の行動が非であり、いづれの戦争の行動が是であるか、こういうことを判定する立場にはない。その立場にないところのわが日本が、一方的にアメリカだけに對してその戦争行動の制肘を要求する、これは、私はそれこそが片手落ちといふものがあるまいか、そういうふうな思ひわけであります。私どもが念願するところは、両当局に対して平等でな

ればならない。両当局に對して、すみやかに武器を捨ててテーブルにつけ、それでありませう。わが日本も協力いたしませうと、こういうことじゃないか、さうに考えます。

次に、今回の事態によつて事前協議が空洞化されておる。そこで、この事前協議に対する統一見解を示せよ、こういうお話でございます。これは、しばしばもう示しておる通りであります。わが国は、日米安全保障条約を必要とする国であります。これはもう御承知のとおりであります。ところが、この日米安全保障条約は、一步その運用を誤りますと、わが国が他国の戦争に巻き込まれるという危険もあるのであります。その菌とめといたしまして、事前協議という制度があるのであります。この事前協議につきましては、私どもは、これはもう厳密にこれを執行する決意であります。このことをもつて、ひとつ御理解をお願いしたいと思ひます。

それから同時に、日米安全保障協議委員会の開催の御要求でございますが、これは私は考へておるんです。おりますが、そう早急のことではできません。できませんけれども、事前協議の制度が始まりましてから、すでに十二年になる。しかも、わが国の解釈とまたアメリカ政府の解釈とに、必ずしも一致しておらぬような点もあるやに考へられる。そういう点も、突き合わせにもつと努力しなければならぬといふふうに、まあ考へておるのであります。時あたかも、あと三日で沖縄がわが日本に返つてくる。非常にいい機会でありますので、この際に、事前協議の制度をはじめ、この日米安全保障条約の運用の問題につきましてアメリカ側と協議してみたい、そういうふうな考へております。

第四に、田さんは、アメリカに對して、日本の基地をベトナム戦争に使用させないよう、強く要請せよといふお話でございます。それはもうそのとおりであります。私どもは、軍事作戦行動の基地としてわが日本が使われるようなことは、

あつては絶対に相ならぬ、こういうふうな考へます。もし、さうな事態がありまして、わが国が事前協議を求められたといふような事態がありませうれば、これは明白にノーと言ふことをお約束申し上げます。(拍手)

○議長(河野三三) 渋谷邦彦君。

〔渋谷邦彦君登壇、拍手〕

○渋谷邦彦君 去る五月八日に発表されたニクソン米大統領のベトナムにおける強硬措置に關し、公明党を代表して、総理及び外務大臣に政府の所信をただしたいと思ひます。

言ひまでもなく、ベトナム戦争の早期終結をはかることは、ベトナムの人々にはもとより、全世界の人々の心からの願望であります。ところがアメリカは、すでにハノイを中心とする激しい爆撃を再開し、その成行きが注目されていたやさき、北ベトナムのすべての入り口を封鎖するための機雷の敷設、補給阻止をはかるための北爆の強化といふ新たな強硬手段に訴へたことは、戦争拡大への挑発行為であり、また、アメリカ自身が期待しておる米兵捕虜全員の帰還、インドシナ全域にわたる国際監視下の停戦にはほど遠い、逆の方向に作用する要素がきわめて濃厚であると言わざるを得ないのであります。おそらく、このまま推移すれば、收拾のつかない国際的危機を招くことは必至であります。

政府は、この新たな情勢変化の展開に對し拱手傍觀することは許されなかつたと思ひますが、アメリカに對し強硬措置の即時停止を申し入れるとか、いまこそ、自主外交の真価を発揮する上からも、日本の態度を明確にすべきであると望みたいのであります。いかがでありますでしょうか。

次に、このたびのニクソン演説は、苦汁に満ちながらも、実に矛盾をはらんだ内容であると受け取れるのであります。たとへば「ベトナムでの米国の敗北は、全世界にわたる次のような侵略をもたらさう。すなわち、小国が同盟の大国に武装さ

れ、隣国を意のままに侵略する誘惑にかられるということだ。そうならば、世界平和は重大な脅威にさらされよう」と述べた個所があります。同盟の大国とは、言うまでもなくソ連をさし、別の立場から見れば、このことばはそのままアメリカに對しても当てはまることになるのではないかと、うことである。この憎悪と不信感が是正されない限り、和平への手がかりは失われ、戦争はますますエスカレートすることになり、大国の対立に巻き込まれたベトナムの民衆は、全く絶望的な悲惨な立場に置かれることになるのであります。

総理は、昨日の衆議院本会議の答弁で「他国の干渉を受けることなく、民族自決が最も望ましい」という趣旨のことを述べられ、また「一日も早い和平実現がわれわれの願いだ。現在の状態は不幸な状態だ」とも申されました。この言明が真意であるとするならば、これを裏づける具体的な行動を通じて、日本がなし得る役割りを考へていけるのではないかと、思うのであります。いかがでありますでしょうか。

次に、政府は、機雷封鎖などの措置について先ほども答弁がございましたが、「国連憲章の集団的自衛権に基づくものであり、合法である」、このような見解を繰り返されております。しかし、現在、南ベトナムは国連加盟国ではなく、しかもアメリカは、一九五〇年二月七日、ベトナムが南北に分断される以前は、ベトナム全体を国家として承認しているわけであり、国連憲章第五十一条による限り、はたして集団的自衛権が認められてよいものであるかどうか、先ほどの答弁をさらに確認しておく意味からも、政府が合法と見る法的根拠はどこにあるのかというのを述べていただきたい。

次に、政府は、国連憲章違反、あるいは国際法違反の疑いがあるのではないかと、いさうしたアメリカ政府の方針に対して、今後とも相変わらず支持を強めていく御方針なのかどうか。一方において、民族自決による平和的解決を認めているのかと

思えば、他方においては、戦争遂行を支持するところの発言があるように思われるのであります。この一貫性を欠く政府の考え方は、日本の将来を誤らせることにつながるのではないかと憂慮するのであります。この機会に、原則的な政治姿勢というものを明らかにしておく必要もあるのではないのでしょうか。

次に、機雷封鎖の効果がなかった場合に、次にどのような手段をアメリカとしてとるのであるのか。戦争終結を急ぐことを口実に、米軍の非武装地帯付近への上陸、あるいは、かつて太平洋戦争において私たちが苦しんだ戦争の残酷さをまざまざと示した核兵器の使用ということが再び現実的なものになり得るといふ可能性も決して絶無とはいえない、ないという保証もございません。また、今回の措置がニクソン大統領の大統領選に臨む政治的戦略としてとらえるには、あまりにも事態は深刻であり、このため高価な代償を払うことになりかねないと思われるのであります。政府は、こうした一連の複雑な情勢の変化に對し、どのような情勢分析を持って将来の展望に当たられるおつもりなのか、あらためてこの点について言及していただきたいのであります。

次に、去る四月三十日、ダナンよりの報道によれば、アメリカは南ベトナムの北部戦線を支援するため、M48型戦車八十台を増派する準備をしているといわれております。その戦車は、現在日本で船積みを行っているともいわれ、一方、米軍横田基地では最近C5Aギャラクシーの離着陸がひんぱんになり、修理を終えたM48戦車を搭載しているともいわれております。こうしたことが日本の米軍基地をして——先ほど福田大臣は、戦争に加担するような基地は絶対貸与しないということ、を声を大にして強調されておりましたけれども、しかし、現実的にはこうしたことがベトナム戦争に直結するということになるではありませんか。たとえそれが間接的であるにせよ、ベトナム戦争に参加をし、力をかすということになれば、これ

はいまままでの政府の一貫した姿勢というものから、全く矛盾することになります。こうしたこの事実をあくまで正当性のある行為として、今後とも是認をするおつもりなのかどうか、お伺いしたいのであります。

次に、岩国基地へ近くハワイの海兵隊本部基地からF4ファントム戦闘機一個中隊十五ないし十八機が配属されるということであり、さらに、四月七日には、岩国基地から海兵第一航空師団所属のF4ファントム戦闘機三十六機がダナンに移動しているのではありませんか、これは明らかに事前協議の対象とすべきではないかと思ひます。先ほどの答弁を伺っておりますと、こうした一連の行動についても事前協議の対象ではないという言明でございましたけれども、その疑問は一向に晴れませんので、再び御答弁をお願いしたいと思ひます。

また、近くハワイから岩国へ配属になるF4ファントムは、さきに移動した三十六機と合わせますと五十機をこえ、極東最大のファントム基地になるといわれているのであります。これを極論すれば、日本のベトナム化であり、安保のワクを逸脱するものではないかと思ひますが、どうであります。安保条約の第六条には「日本国の安全に寄与し、極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため、米国は基地を使用する」とあります。現在のアメリカの行動がはたして日本の安全に寄与しているかどうか、これはたいへん疑問のあるところであり、むしろ、とりよるによつては、アメリカの安全のために日本が利用されているという印象が強いのであります。ベトナム戦争に加担してわが国の安全に寄与できるのかどうか、道理の上から考えても、これは明白ではございませんでしょうか。こうした行為を継続的に黙認することは、ヘグ中立条約にも違反するのではないかと思ひますが、いかがであります。

また、最近、岩国や横田基地で機雷爆弾を使っ

て戦術核兵器の積載テストが行なわれたといわれておりますが、この問題についての真相を問うとともに、政府の所信を伺っておきたい。

最後に、沖縄復帰後、沖縄基地のP3対潜哨戒機が機雷投下を行なうことも予想されるのであります。先ほど、そういう事実はないし、また、そういう要請があつても、ないと言われておりますが、はたして、秘密裏に軍事行動を起こす場合に、そうしたことが確実に確認された上で、政府はそれに対する対応策を立てられるのかどうか、こうしたこともあわせて御答弁願ひたいと思ひのであります。

日本が再び戦争の渦中に巻き込まれてはならないし、き然たる態度でベトナム戦争終結への方途を講ずべきであることを強く主張して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 政府といたしましては、ベトナムにおける事態の深刻化をきわめて憂慮しております。港湾封鎖等、米国の今回とった措置は、戦闘を終結させるためのやむを得ない措置であると思ひますが、当事者間の節度ある話し合いによつて、一日も早く和平のめたらされることを念願するものであります。

また、わが国としては、米国のベトナム政策の究極の目的は、南ベトナム国民が民族自決の原則に従つて、外部からの干渉を受けることなく、みずからの将来を決定できるような環境をつくることにあると理解しておりますが、このような政策の指向するところを支持する方針に変わりはありません。

次に、渋谷君のお尋ねは、米国の今回の措置が国際法に違反した無法な行為ではないかとの御意見でありましたが、最近の軍事行動の拡大は、米中会議、米ソ会議、パリ会議等、複雑な外交交渉とも関連があることは明らかであります。わが国は、直接の当事者ではなく、これら外交交渉の経緯を十分承知していない上、今回の措置の具体的な

内容の詳細もわかっておりませんので、その一面だけをとりえて論評することは差し控えたいと思ひます。

次に、渋谷君から、米軍の今回の措置は国連憲章違反ではないかとの御指摘がありました。米、国は、国連安保理事会に対する通報において、今回の措置を国連憲章第五十一条に基づく集団的自衛権の行使であると説明しております。わが国としても、そのように理解をしている次第であります。もし、この点に疑義があれば、国連等の場において議論を尽くして明らかにすべきことと考へております。

最後に、米海兵隊が非武装地帯に上陸したり、戦術核兵器が使用されたらどうするかのお尋ねがありました。政府としては、これ以上戦火が拡大しないことを願っております。特に、核兵器の使用に至るような事態となることがあつてはならないと思ひます。その意味から、わが国として、当事者それぞれの自省を促すものであります。

以上、私からお答えいたしました。その他の点につきましては外務大臣からお答えいたします。

(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 渋谷さんから、まず、南ベトナムは国連に参加しておらぬじゃないか、それに対して憲章第五十一条を適用するといふ、そういう行き方は妥当ではないのではないかと、そういうお話でありましたが、国連加盟国に對する武力攻撃の場合、その場合に限つてこの自衛権の発動というものが認められておるわけじゃないのであります。この法理的解釈だけから申し上げますれば、南ベトナムが国連に参加しておらぬ、だから憲章第五十一条を適用するのは違法であるという議論は正しくない、かように考へます。

また、アメリカは交戦国じゃないんじゃないか、したがつて、今回の行動は国際法に違反するん

じゃないかというお話でございますが、まさに憲章第五十一条は自衛権の発動でありまして、戦争じゃないんです。したがひまして、交戦国云々という御議論はあり得ざる問題である、かように考へております。

第三に、渋谷さんは、横田から戦車の修理したものが送り出されるとか、まあいろいろそういう事例をあげまして、わが国の基地がベトナム戦争に使われるというところについて嚴重に抗議せよというお話でございますが、これは先ほど田さんにもお答え申し上げたとおりです。整備、補給、これはわが国のアメリカに対する日米安全保障条約の義務となつておるので、これを差し控えるわけにはまいりません。しかしながら、これは大事なことでありますから繰り返して申し上げますが、わが国の基地が米軍のベトナム戦争の軍事作戦行動の基地として使われる、こういうことは断じてこれは私許しせんから、この点につきましては御理解を願ひたい、かように思ひます。

また渋谷さんは、近くフアントム一個中隊が岩国に移動してくる、また、さらに岩国のフアントムが南方へ移動するといふようなことを言われました。これは部隊の移動として私も理解をいたしました。これは部隊の移動として移動したんだと、呼ぶ者あり。先般アメリカ政府から、岩国にあるF4戦闘中隊を南方に移動させたいという事前の連絡を受けたわけでありまして、その際、私は、これはベトナムへ向かつての作戦軍事行動としての移駐であるかといふことをただしたんで、それに対して、アメリカは、そうじゃありません、これは単なる南方への移動である、こゝういふ回答であつてあります。私も、その回答自体を問題にする、これはもちろんでございます。その実態が戦闘作戦行動に従事する体制のものであるかといふことを問題にするわけでありまして、けれども、さういふ性質でないものでありますので、これは事前協議の対象としたしておりません。

です。

さらに渋谷さんから、米軍の今回の行為を是認することは、これはヘーグの条約違反じゃないかというお話であります。もう世の中はたいへん変わりまして、もうヘーグの条約の時代でなくなつてきておるわけでありまして、すでに国連憲章は、これは戦争を否認するといふたてまえに立つておるのであります。ヘーグ時代におけるところの平等の立場からの中立、こゝういふ觀念は非常に變貌をしてきておる。したがひまして、中立義務違反という、そういうような御議論、これは今日これを取り上げることは妥当でない、かように考へておる次第でございます。

最後に、政府は、ベトナム戦争終結の方途、これをどういふふうに考へておるかという話であります。わが国は、この戦争については、まあ局外者というか、戦争の当事者じゃございません。非常に、この戦争につきましても影響力は少ない国であります。しかし、少ない国ではあります。けれども、アジアの隣国である。この隣国であるところの南北ベトナムにおいて不幸な事態があるといふことは、われわれとして非常に残念に思つておるわけでございます。すでに南のほうとは平和条約を結んでおるわけでございますけれども、北のほうに對しまして、先般外務省の役人を派遣をした。及ばずながら手助けをいたしたいと、こゝういふふうな気持ちからでございます。報告を承りますと、これはもう北の人々、人民、あげて平和を望んでおる。南のほうにおいても同じ空気なんです。ですから、私は、南北の和平といふことは、これは水の低きに流れるような勢いで進んでいくであらうと思つたやさきに、今回のエスカレーションが起つてまいりました。非常に私はこれを残念に思ひますが、アメリカのとつたステップ、これにも大きな抜け穴が、逃げ道があげてあると、こゝういふふうに見ておるわけでありまして、こゝういふ措置をとるが、しかしながら全面和平に應ずる。捕虜の釈放にも應ずるといふことに

なれば、アメリカは四カ月以内に兵を全面的に撤退するといふことを言つておる。したがつて、そゝういふ後におきましては、またテーブルについた話、そゝういふものが始まるだらうと思ふ。そゝういふ際も、おそらく私はいろいろな含みを持つてのアメリカの行動であらうといふふうに思ひます。

私は、この事態ではありますけれども、必ず水が低きに流れるといふふうな方向にこの問題が解決されていくことを期待し、そのためにわが国ができることがありますれば、微力ながらこれを尽くしていきたい、かように考へております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 木島則夫君。

〔木島則夫君登壇、拍手〕

○木島則夫君 私は、民社党を代表して、緊急質問に立ちました。

アメリカの今度の強硬措置によつて、国民はたいへんな不安を感じております。その不安は、キューバ危機のときよりも、もっともつと複雑な不安です。世界が緊張緩和に向かう中で、今回のアメリカの措置は、この潮流にさかからう暴挙と言つていいと思ひます。しかも、すでに五十万のアメリカ地上軍と、北爆をもつて軍事的に解決できなかつたベトナム戦争といふものを、いまさら今回の措置のようにエスカレートしてみたところで、問題の根本的な解決にはならないはずで、むしろ、今回の措置によつて戦局をいたすに拡大する、しかもソ連は機雷封鎖を即時解除せよと迫るなど、大國間の戦争の危機すらはらんでいくことは、世界平和への重大な挑戦だと思ひます。

そこで政府は、今回のアメリカの措置、世界の緊張緩和ムードの中でアメリカがとつた今回の強硬手段は、一体どんな意味を持つと判断をされてゐるか。また、その具体的な意図がどこにあるのか。ただ、北側が攻勢をしかけてきたのでこれにアメリカが対応したとか、アメリカのやることだ

から一切これには関知しないというような形式的なお答えでなしに、政府の深いアジア情勢に対する洞察に立つて私は聞かしていただきたい。

同時に伺いたいのは、わが国政府の平和外交についての姿勢です。総理は、常々、平和に徹するということを口ぐせのように言われております。しかし、これとは逆に、むしろいわゆる日本軍国主義復活論が海外諸国から年々高まってきているというのが実情です。そうして、総理が平和に徹するということは使えば使うほど、ますますこれはむなし響きとなっていきます。このことも事実です。それはどうしてでしょうか。佐藤内閣には、平和外交ということばはあるけれど、その実践行動がないからだと思います。現在広がりつつあるアジアの、そして世界の緊張緩和ムードに對し、一体、わが国がこれとて誇れるような貢献を一つでも果たしてきているでしょうか。中国の国際社会への復帰と、日中国交回復あるいはソ連との関係改善などを持ち出すまでもなく、このことは明らかです。ベトナム問題についても全くしかりであります。特に、日本とアメリカが友好国であればなおのこと、今回の強硬措置についてもそれが問題解決の根本にはならないこと。アジアの緊張緩和に逆行することをわが国がアメリカと率直に話し合い、反省を促し、説得をすることこそ必要なのではないか。私はそれが友好国の友好国たるほんとうのつとめであり、ゆえんだと思ひます。そして在日アメリカ軍の行動に自制を求めるより、もっと自然たる態度を示していただきたいんです。

そこで政府にお伺いをいたしますけれど、このようなアメリカに対する働きかけをする意思があるのかどうか。また、平和外交を口にされるならば、このようなきそ具体的な行動を私は起こすべきだと思ひますけれど、この点も重ねてお尋ねをいたします。

冒頭に申し上げましたように、国民の不安はいへんなものです。それは、今回のアメリカの措置とわが国との関係についての面です。今回の戦局の拡大に伴って、岩国基地からの海兵隊、飛行隊のベトナムへの移動、横須賀港からの第七艦隊の出港、相模原のアメリカ陸軍補給廠でのアメリカ軍戦車の修理、整備など、後方補給基地としての日本本土での動きはきわめて活発になってきています。

そこで、具体的に問題になりますのは、事前協議というものが、一体意味をなしているのかどうかということ、沖縄のアメリカ軍の基地の問題です。

まずお聞きしますのは事前協議制についてです。外務省は、在日アメリカ軍による機雷投下は、事前協議制にいう戦闘作戦行動には入らず、したがって、事前協議の対象外という一方的な見解を表明されている。この解釈でいきますと、いわゆる戦闘作戦行動の範囲は、まさに空洞化の一途をたどっていく、こう言わざるを得ません。補給も入らない。空中給油も入らない。一時どこかに移動して、そこから出撃をするのも、これも入らない。そして機雷投下も入らないということになれば、一体、事前協議というものが、意味を持つんだらうかということ。特に在日アメリカ軍による機雷投下を戦闘作戦行動に入れないというの、これは現実の戦闘行為の実態を無視し、黒を白と言ふがごとく解釈と言わざるを得ません。この点についてもすつきりとしたお答えをちょうだいしたい。

同時に、事前協議制全体について、外務大臣はアメリカ側との再検討というものを示唆されておいてありますけれど、ぜひこれを実行に移していただきたいと思ひます。そこで、それはいつ、どのようなルートを通じて実施をなさるのか。また、それはこれまでの安保条約の交換公文の改定なども含めた上での話し合いなのかどうか、具体的ににお聞かせをいただきたい。

次に、沖縄のアメリカ軍基地問題についてお尋ねをいたします。もう十五日、沖縄は完全に本土

の一部として復帰をするわけです。すでに御承知のとおり、沖縄のアメリカ軍基地は、これまで在日アメリカ軍の指揮下にはなく、しかも、沖縄国会などで明らかにしたように、本土にない偵察機部隊あるいは通信諜報部隊が引き続き存続することになるわけです。したがって、これまでベトナム向けの最大の補給基地であったこれらの基地が、引き続き、ベトナム向けに使われるのではなく、引続き、ベトナム向けに使われるのではなく、いかという大きな疑惑を国民が持っているのは、当然過ぎるほど当然です。

そこでお伺いをしたいんですけれど、まず、沖縄のアメリカ軍基地に對し、今後アメリカ側から、本土に見られない特別の要求が突きつけられた場合に、政府はこれらの要求を一切拒絶することに間違いはないかどうかの確認。

第二に、これまで本土と違つて指揮系統のもとにある沖縄のアメリカ軍が、今後完全に在日アメリカ軍のもとに入つて行動するといふ保証がどこにあるのか。また、政府はこのことをどのようにして確認をするつもりなのか、あわせてお尋ねをしたい。

第三点は、沖縄アメリカ軍基地の今後の整理・縮小についてであります。政府はさきの沖縄国会での答弁などを通して、沖縄のアメリカ軍基地の整理・縮小に今後取り組むことを明らかにしておられます。しかし反面、那覇空港の完全返還などの公約が破られたことはたいへん残念です。そこでお伺いをしたい。政府は、沖縄アメリカ軍基地の整理・縮小を今後どのように進めるか、その具体的なスケジュール、また、この既定の方針からして、今回のベトナム戦争の拡大によって、もしもアメリカ軍側から基地の強化、拡大が求められても、これを断固拒否されるかどうか。三日後に迫つた沖縄復帰を控えて、沖縄県民の不安を取り除くために、ここで、はっきりと既定の方針を貫くことを確認して、私の緊急質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕
政府といたしまして、国際監視のもとに停戦が実現し、パリにおいて実りのある会談が再開され、一日も早く和平が実現することを強く希望するものであります。

次に、わが国が、ベトナム紛争の公正かつ早期の解決を心から望んでいることは、ただいま申し上げた通りであります。これより以上申し上げるまでもありませんが、わが国は、ベトナム問題については直接の当事者ではなく、また、当事者の双方とも、その立場につき、それぞれの主張があることでもありますので、一方の当事者のみを非難したり、一方にのみ抑制を要求したりすることは考えておりません。平和を熱望するわが国としては、直接の当事者だけでなく、英ソ共同議長国やICC三カ国など、すべての関係国が、話し合いによる平和的解決のため、真剣に取り組むことを強く希望いたしております。

次に、沖縄の復帰とともに、沖縄の米軍はすべて在日米軍となるわけでありまして、在日米軍司令官の指揮監督のもとに入ることになります。このことは、すでに本年三月に発表されているとおりであり、御懸念の要は全然ないものと思ひます。最後に、沖縄の基地縮小問題についてであります。政府としては、従前から繰り返し申し述べているとおり、現地の要望を考慮し、住民福祉の向上を念頭に置きつつ、その整理、統合に真剣に取り組んでまいります。

その他の事項等については、外務大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

〔國務大臣福田赴夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赴夫君) お答へ申し上げます。

まず、機雷の今回の投下、これがわが国の米軍基地との関係についてであります。木島さんは何か間違ひになっておるんじゃないか。外務省の公式見解をいたしまして、わが国の基地から機雷投下を行なう、こういうために発進があることは、これは事前協議の対象でない、こういうことは外務省の公式見解であるかのごとき前提でのお話であります。それは、さようなことではございません。私どもは、この機雷投下問題につきましては、直ちに米軍に確かめてみました。そうしますと、わが国の基地を使って、この機雷投下は全然行なわれておりません、わが国の基地は今回の機雷投下に何らの関係はありません、こういう明白な回答でございます。しかし、それはそれといたしまして、もし、わが国の基地を発進するところの飛行機がベトナム水域で投下される機雷を搭載して、それがそういう目的のためにわが国の基地を発進するというようなことになりませんと、これは対象にならないというところじゃない、対象そのものになる性格のもんです。もちろん、その発進の態様、これはつぶさに検討しなきゃなりませんけれども、わが国の基地を使つて戦闘作戦行動が行なわれるという解釈、範疇の中に入るといういたしますれば、これは事前協議の対象になるのでありますから、これはひとつ御安心をお願いしたい、かように存じます。

また、この際、事前協議制を再検討すべしというお話であり、その考え方を示せというところでありますが、先ほどもちょっと触れましたが、この制度が始まりからすでに十二年、しかも、その間、国会において政府はいろんな見解を示しておる。その示しておる見解、これにつきましても、また全部アメリカの側と了解をとっておるというふうな状態でもないものがあるのであります。そういうふうなことを考えますときに、ちょうどいい機会でありますから、この際、この事前協議制度の運用面につきまして、米国のとの間に十分話し合いをしておく必要がある、整理をしておく必要があると、そういうふうに感じている次第でございますが、この事前協議制度の対象となる大ワクの三項目、これを動かすというふうな考え方はいたしておりません。私が考えておりますのは、その運用面の諸問題である、かように御理解願いたいのであります。

次に、沖繩の基地についての問題であります。沖繩の基地においては本土と異なつたいろんなプラスアルファがあるというふうなことに相なつてはならぬというお話であります。私どもはそういうふうなことは考えておりません。どこまでも安全保障条約の適用上は本土並みということにいたすことであり、また、指揮系統について云々のお話がありましたが、米軍の指揮系統について私どもあれこれ言ひ筋合ひにはないというところは、御理解願いたいと存じます。

○副議長(森八三三君) 星野力君。

〔星野力君登壇、拍手〕

○星野力君 私は、日本共産党を代表して、きわめて重大な段階を迎えているベトナム戦争、これに対する政府の態度について質問いたします。

日本共産党は、ベトナムに対するアメリカの侵略戦争こそが、アジアと世界の平和にとって最大の焦点の問題であると主張してまいりました。総理は、さきの沖繩国会で「アジアの平和にとつて最も危険なのはベトナムではなくて、アジアの平和を踏まえて、アジアは緊張緩和の方向に向かい、ベトナム戦争は早晩終結するかのような見解を述べ

てこられました。しかし、最近のベトナムをめぐる情勢は、総理のこうした見通しがいかに誤つておつたかを証明しておると思ふのであります。が、どうでございますか。

ニクソン大統領は、北爆を全面的に強化する一方、北ベトナムの諸港を機雷によって封鎖するなど、ジョージア前大統領もあつてやらなかつた凶悪な戦争手段に訴へてきました。しかも、ベトナム側がアメリカの要求を受け入れない限りそれらの戦闘行為をやめないと、いわば最後通牒を突きつけてきておるのであります。それはベトナム戦争をさらに国際的に拡大し、一歩間違へば世界の大乱に導くきわめて危険な瀬戸きわ政策であります。

アメリカのこのような戦争拡大行動を、佐藤総理は、昨日の衆議院本会議において、また本日、「集団的自衛権の行使だ」と承知している」と、米国の立場を支持する態度を表明されました。一方、福田外務大臣は、「日本は、米、北ベトナムのいずれが正しいと云える立場にない、日本は国連の決定に従つて態度をきめる」と、明確な態度表明を避けておられます。これでは明らかに総理と外務大臣の見解に食い違ひがある。政府の見解にこのようない食い違ひは許されません。今回のアメリカのこの重大な措置について政府の明確な態度を表明するように要求いたします次第であります。

また、福田外務大臣は、国連の決定に従つてわが国の態度を表明するといふ意味の答弁をされておられますが、アメリカは今回の措置を国連に通告しただけで、国連としてはこれについて態度を表明する義務はありません。国連の決定を待つてわが国の態度を決定するなどというのは、国会と国民を愚弄する無責任な態度であると思ひます。が、そうではございませんか。

次に、アメリカは、ベトナムでの侵略戦争拡大を国連憲章第五十一条に基づき集団自衛権の行使と言つておりますが、国連憲章第五十一条の趣旨は、外国の軍隊が国境を越えて明確な急迫不正の武力

攻撃を行なつた場合にだけ、集団的自衛権の行使を許しているのであります。そもそもそれがそのような武力攻撃を開始したのであるまいしょうか。一万数千里の太平洋を越えて、外部から大量の軍隊をベトナムに投入し、ベトナムを侵略してきたのはまさにもないアメリカ自身であります。北爆、南爆攻撃、毒物散布などによつてベトナムの人家を焼き、人民を殺戮することが、集団的自衛権の名でどうして許されるのでありましょうか。また、今回の北ベトナムの港灣封鎖によつて、第三国との通商や公海上の航行の自由までが集団自衛権の名によつて妨害されることが、どうして許されるのでありましょうか。このような国際法を無視し、世界の平和と安全に挑戦する海賊的行動を、政府は集団的自衛権の行使として正当視するといふなら、それを論証する根拠をもつと明確にするよう要求する次第であります。

また日本は、資本主義国の中では、ベトナム民主共和国との貿易額が一番多いのではないかと思ひます。日本と北ベトナムの貿易は今後一そう増大するものと見られており、特にホンゲイ炭の輸入は、これは昨年より二十万トンふやして六十万トンになるといわれておるのであります。港灣封鎖が続けば日本・ベトナム貿易がきわめて困難になるのは必至であります。今回のニクソンの措置は、日本国民や日本経済にも直接的な損害をもたらすものであります。外務大臣はこれをどういふふうにかへるか、お聞きいたしたいのであります。

第三点としまして、今回のベトナム戦争の拡大にあつて、米軍部隊が日本本土の基地からベトナムの戦場に移動し、特に沖繩は、ベトナム作戦の直接支援基地として、全面的活動に入つていくことは、総理や外務大臣が何と言われようとも、普通の人間ならば、否定することのできない事実であります。ところが、総理並びに外務大臣は、日本の基地がベトナム戦争の作戦補給基地に使われていることは絶対にない、そんなことを言つて

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

緊急質問の件 北方領土問題政策協会法の一部を改正する法律案

四一八

弁解しておられるが、では、岩国から出動したF4ファントム機や、海兵隊、横須賀を出航した空母などの艦艇が、現在どこへ行つて何をしておられるのか、言つてもらいたいと思つております。どのような言いわけをしようとも、ベトナムに出撃し、戦闘行動に直接参加していることは、まぎれもない事実ではありませんか。一九六〇年の安保国会で、当時の岸総理は、「日本の基地を使つての作戦行動は、日本の平和と安全に直接関係ある以外は拒否する」というのが基本原則である」と、こゝろ答えておられるのでありますが、政府は、日本の安全に直接関係のないこのベトナム戦争のための米軍の基地使用をはつきり拒否すべきだと思つて、どうでありますか。

また、五月十五日以後、沖縄の米軍が現在のよりな行動、すなわち、第三海兵師団部隊の出動とか、KC135の南爆、北爆に従事しておるB52への空中給油、第二兵たん司令部のベトナム前線への補給活動、これはベトナムにおける戦闘作戦行動と密接不可分の補給活動であることは明らかであります。アメリカ軍がこゝろ行動を続ける場合、政府はそれに対してどう対処するのか、はつきり御答弁願ひたいのであります。

最後に、日本国民の大多数は、世界人類の大多数とともに、アメリカのベトナム侵略に反対し、ニクソンの北ベトナム海上封鎖や北爆の全面的強化に強く抗議しております。

総理、日本の政府——佐藤内閣、日本の政府として、国民の世論に基づき国民に責任を負う立場から、アメリカの政府に海上封鎖や北爆をすみやかに停止して、ベトナム問題を話し合ひで解決すること、ベトナムからアメリカ軍隊を全面的に引き揚げ、ベトナムの国内問題をベトナム人民にまかせ、国内問題をベトナム人民にまかせ、それがあなたのよく言われておる民族自決——あなたが言われるんじゃない、真の民族自決というものであります。それらのことを強く要求すべきであります。政府の考えをお聞きして、私の質問

を終ります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えをいたします。まず、私は、かねてからベトナム情勢は、軍事面での多少の起伏はあつても、全般的に鎮静化の方向に向かつていると述べてまいりました。確かに、事態は現在、一時的に深刻になりつつあると思ひます。しかし、インドシナをめぐる国際情勢は、やがて、必ずや平和に向かつて進むものと確信いたしております。これは、私のみならず、平和を願う全国民の心情であると思ひます。

今回の米国の措置は、確かに強硬なものであり、政府としては、事態がかくも悪化したことを深く遺憾とすると同時に、当事者双方の自制と努力によつて、このような危険な状態が一日も早く平和で正常な姿に戻ることを願うものであります。

わが国は、政治体制や社会制度の差を乗り越えて、あらゆる国と善隣友好の関係を築き、相互間の交流を深めることを目標としております。したがつて、今回の米国の措置によつて、わが国もまた、部外者たる他の国と同様、若干の影響をこうむることは避けがたいところであります。この点、まことに遺憾であります。和平が実現し、国益もこれに伴つて伸長する日のくることを望んでやまないものであります。

次に、星野君から、政府は米軍のベトナムからの全面撤退を要求せよとの御意見がありました。紛争の当事国でないわが国として、そのような立場にないことは明らかであります。また、複雑な国際的背景を持つ問題について、当事者の一方だけに対して軍事行動の停止を要求するのは妥当ではないと考えるものであります。しかし、わが国としては、有効な停戦が実現し、南ベトナム以外の国の軍隊が同国から撤退し、民族自決の原則に従つて問題が平和的に解決されることを希望する気持ちは、一貫して変わっておりません。この考え方は、関係諸国に伝達してありますが、今後とも、このような見地から努力する決意でございます。

以上、私からお答えをいたしました。その他の点については外務大臣からお答えいたします。

(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) まず、今回のアメリカのベトナム港湾封鎖、これが国連憲章五十一条に基づく自衛権の発動である、こゝろにアメリカは言つておるが、その根拠を示せと、こゝろのことでありまして、これは、ほんとうは、アメリカのほうからお示し願ふといふ問題であります。前掲となるアメリカのベトナム政策、これは何であるかといひますと、南ベトナム国民が民族自決の精神に従つてその将来を決定する、そのための環境づくりを整備する、これがアメリカの対ベトナム政策の基本でありまして、このことは、多くの国によつて理解をされ、また、わが国もこれに対して理解を示してきておる、その一環としての行動である。こゝろに理解を示すわけでありまして、すでに、国連にもこのことが通告されておる。国連安全保障理事会が開かれるかもしれない。まあ、そゝろにこゝろにこゝろに、この問題の法的解釈といふような点につきましても、さらに明らかにされると、かゝるに考えます。

また、さらに第二には、岩国その他のわが国の基地が、直接にベトナム戦争に参加しておるかのごときお話でございましたが、さうな事実はございません。たとえば、御指摘の岩国につきましても、岩国におけるこゝろの部隊が南方に移動したという事実はあります。しかしながら、岩国自体がベトナム戦争の作戦行動の基地そのものになつたといふような事実は毛頭ありませんから、したがつて、わが国が、その結果ベトナム戦争に巻き込まれるといふようなおそれはない。これは、おそろく、もうほとんど大部分の全国民はそ

のような心配はしておらないし、また半面、私は、北ベトナムの国民の方々もさういふような点につきましても理解をされておると、こゝろに思ひます。

また、岩国からのさういふ出動は、これを停止せしめよと、こゝろにさういふ話であります。さういふような性格のものでありますので、岩国から部隊がどこへ出動する、さういふ単なる出動につきましても、これを抑制するといふようなことにはつきましては、これを考えることはいたしません。

また、同様な意味におきまして、KC135の給油活動、これにつきましても、停止、抑制の措置には講じない、かゝるにお答えをするほかないことを申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三三君) 日程第二 北方領土問題政策協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長長谷川仁君。

審査報告書

北方領土問題政策協会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 長谷川 仁

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、北方地域旧漁業者等の資金需要の動向等にかんがみ、これらのものに対し貸し付ける資金の財源に充てるため、北方領土問

題対策協会の長期借入金をすることができると改定するものであつて、妥当なものと認め

一、費用

昭和四十七年度一般会計予算(総理府所管)に、北方領土問題対策協会に対する利子補給として五百万円が計上されている。

北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案

北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案

北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「(借入金)に改め、同条第一項中「一時借入金」を「長期借入金又は短期借入金」に改め、同条第二項及び第三項中「一時借入金」を「短期借入金」に改める。

附 則

この法律は、
公布の日
昭和四十七年四月一日から施行する。

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

○長谷川仁君 たいま議題となりました北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。本案は、わが国固有の領土である歯舞群島、色

昭和四十七年五月十二日 参議院会議録第十四号

丹島、国後島及び択捉島の北方地域の元居住者、旧漁業権者等の事業資金及び生活資金の需要の動向等にかんがみ、北方領土問題対策協会がこれらの者に対して貸し付ける資金を拡充するため、新たに同協会が長期借入金を行うことができるよう改めようとするものであります。

特別委員会におきましては、協会の貸し出し条件の改善内容、北方領土返還問題に取り組む政府の姿勢、北方海域における安全操業問題等について質疑がありました。詳細は会議録によつて御承知願います。

五月十日、質疑を終了し、討論に入りました。が、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(森八三三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(森八三三君) 日程第三 沖縄開発庁設置法案(第六十七回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長柳田桃太郎君。

審査報告書

沖縄開発庁設置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十一日

内閣委員長 柳田桃太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、沖縄の祖国復帰に伴い、沖縄における経済の振興及び社会の開発を図るため、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置しようとするものであり、妥当な措置と認める。

費用

本法施行に要する経費は、十九億三千三百九十七万五千円であつて、昭和四十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の諸点について配慮すべきである。

一、沖縄振興開発計画の策定及び実施その他国の事務の処理に当つては、自治権の尊重、県民福祉の向上、平和で豊かな沖縄県づくりの理念に徹し、企業先行型の開発にならざるよう留意すること。

一、沖縄振興開発審議会の委員の選及び運営については、沖縄県の民意が十分反映されるよう配慮すること。

一、沖縄の振興開発を円滑に推進するため、土地所有権の確定等土地問題解決のための措置を早急に検討すること。

一、沖縄における特殊事情にかんがみ、物価対策について万全を期すること。

一、各種請求権に対する補償については、その実情を早急に調査し、適切な補償措置を講ずること。

右決議する。

沖縄開発庁設置法案

第六十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和四十七年四月二十五日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

沖縄開発庁設置法案

沖縄開発庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、沖縄開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置する。

(任務)

第三条 沖縄開発庁は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ)における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 沖縄開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)に基づく沖縄振興開発計画(以下「振興開発計画」という)の作成及びその作成のために必要な調査を行なうこと。

二 振興開発計画の実施に関する事務を推進すること。

三 振興開発計画の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整を行ない、及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務(科学技術庁又は環境庁の所掌に属する事務を除く)を行なうこと。

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

沖繩開発庁設置法案

四二〇

五 前各号に掲げるもののほか、沖繩振興開発特別措置法の施行に關する事務を処理すること(他の行政機關の所掌に屬するものを除く)。

六 南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第百六十号)及び沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)に基づく内閣総理大臣の権限に屬する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

七 沖繩開発庁の所管行政に關する広報を行ない、部内の人事、會計及び庶務に關する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき沖繩開発庁の所掌に屬せられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)

第五條 沖繩開発庁に、次の二局を置く。

総務局

振興局

2 総務局においては、前条第一号に掲げる事務、同条第五号に掲げる事務(振興局の所掌に屬するものを除く)、同条第六号及び第七号に掲げる事務、沖繩振興開発審議会の庶務に關する事務、庁務の総合調整に關する事務並びに振興局の所掌に屬しないその他の事務をつかさどる。

3 振興局においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務及び同条第五号に掲げる事務(沖繩振興開発特別措置法第六條から第八條まで及び第四十八條の規定に係るものに限る)をつかさどる。

(長官)

第六條 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 沖繩開発庁長官(以下「長官」という)は、沖繩開発庁の所掌事務を遂行するため必要がある

と認めるときは、關係行政機關の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、振興開発計画の実施に關する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(沖繩振興開発審議會)

第七條 沖繩開発庁に、附屬機關として、沖繩振興開発審議會を置く。

2 沖繩振興開発審議會の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖繩振興開発特別措置法の定めるところによる。

(地方支分部局)

第八條 沖繩開発庁に、地方支分部局として、沖繩総合事務局(以下「総合事務局」という)を置く。

(総合事務局の所掌事務等)

第九條 総合事務局は、沖繩における次に掲げる事務を分掌する。

一 第四條第一号、第二号及び第八号に掲げる事務

二 次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務

イ 公正取引委員会の事務局の地方事務所

ロ 財務局

ハ 地方農政局

ニ 通商産業局

ホ 海運局

ヘ 港湾建設局

ト 陸運局

チ 地方建設局

三 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第六十一條第五号、第八号及び第九号に掲げる事務、同法第六十二條第一号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第二号に掲げる事務(国営に係る森林治水事

業の実施に關することを除く)、同条第三号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第三号の二に掲げる事務(国営に係る地すべり防止に關する事業の実施に關することを除く)、同条第四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る)、同条第八号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)並びに同法第七十七條第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号、第七十八條第一号、第四号及び第五号、第七十九條並びに第八十條第二号に掲げる事務

2 前項の事務のうち、同項第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び同項第三号に掲げる事務については当該事務に關する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。

第十條 沖繩における前条第一項第二号に掲げる事務に關しては、政令で定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に關する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、長官と關係行政機關の長が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所掌する行政機關の長が告示するものとする。

(総合事務局の位置及び組織)

第十一條 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。

(事務所)

第十二條 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。

2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、總理府令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条〇〇の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

第二條 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(所掌事務に關する暫定措置)

第三條 沖繩開発庁は、第四條各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖繩の復興に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに關する施策の推進に關する事務をつかさどる。

2 総合事務局は、第九條第一項の事務のほか、沖繩における前項の事務を分掌する。

(沖繩・北方対策庁設置法の廃止)

第四條 沖繩・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)は、廃止する。

(国家行政組織法の一部改正)

第五條 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一總理府の項中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。

(總理府設置法の一部改正)

第六條 總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の五」を「第十六條の六」に改める。

第三條第三号中「沖繩(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))をいう。以下同じ。及び」を削る。

第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 北方地域に関する事務を行なうこと。
第二章第三節中第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(北方対策本部)

第十六条の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を集分析し、及び国民世論の啓蒙を図ること。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ。)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に關する文書を作成すること。

四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に關する事務に關し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 北方領土問題対策協会の監督すること。
七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき北方対策本部の所掌に屬することとされた事務を行なうこと。

3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官たる國務大臣をもつて充

てる。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を總括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることが出来る。

6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、内閣総理大臣の指名する総理府総務副長官をもつて充てる。

7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8 北方対策本部に、所要の職員を置く。

9 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第十七条中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

第十八条の表中

沖縄・北方対策庁	沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)
----------	----------------------------

沖縄開発庁
沖繩開発庁設置法(昭和四十六年法律第 号)

改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第七條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一項中「職員」の下に「(沖縄総合事務局において財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。)」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第八條 農林省設置法の一部を次のように改正する。

第七十一條及び第七十二條を次のように改める。

る。

(營林局及び營林署の所掌事務の特例)
第七十一條 營林局の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについては第六十七條の規定の適用については、同条第二号中「營林の指導並びに森林治水事業」とあるのは「營林の指導並びに森林治水事業」とあるのは「營林の指導並びに森林治水事業のうち沖繩県の区域に係るものについては前条第一項の規定の適用については、同条第二号中「營林を指導すること」とあるのは「營林についての技術相談に關すること」とする。

第七十二條 削除
(港灣整備特別会計法等の一部改正)
第九條 次に掲げる法律の規定中「北海道」の下に「又は沖繩県」を加える。

一 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)第四條第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

二 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第三條第一項

三 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)第三條

四 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)第四條第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

(沖繩の復興に伴う関係法令の改定に關する法律の一部改正)
第十條 沖繩の復興に伴う関係法令の改定に關する法律(昭和四十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「昭和四十六年法律第 号」を「昭和四十七年法律第 号」に改める。

第三十條中「地方公安調査事務所」を「地方公安調査局」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
第十一條 沖繩振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第十九條第十八項中「昭和四十六年法律第 号」を「昭和四十七年法律第 号」に改める。

(柳田桃太郎君登壇、拍手)

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました沖繩開発庁設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案の要旨は、
第一に、沖繩の復興に伴い、沖繩における経済の振興及び社会の開発をはかるため、総理府の外局として、國務大臣を長とする沖繩開発庁を設置し、総合的な計画の作成並びにその実施に關する事務の総合調整及び推進に当たらしめるものとす、その附属機関として沖繩振興開発審議会、地方支分部局として沖繩総合事務局をそれぞれ置くこと。

第二に、新たに総理府の機関として総理府総務長官たる國務大臣を長とする北方対策本部を設置することであり、現行の沖繩・北方対策庁は廃止することとしております。

なお、本法案は、昨年の第六十七回国会に提案され、衆議院において継続審査になつておりましたが、法文上の字句の整理等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、沖繩関係法案の審査に資するため、去る三月、本院より沖繩に派遣されました議員団より視察の概要を聴取してあります。

本法案の審査におきましては、沖繩開発庁の設置と自治権との関係、沖繩総合事務局の性格、沖繩開発庁の方向とその問題点、琉球政府から引き継ぐ職員の処遇上の問題点、復帰に際しての県民不安の解消等、広範多岐にわたる質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わる、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同提案による附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

沖繩開発庁設置法案

四二二

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(森八三一君) 日程第四 臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事川上為治君。

審査報告書

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十一日

商工委員長 大森 久司

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、鉱害の復旧を促進し、鉱害の賠償の円滑化を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の有効期限をそれぞれ昭和五十七年七月三十一日まで延長するほか、復旧不適農地等に係る鉱害の処理に関する制度の拡充等所要の措置を講ずるとともに、産炭地域における工場立地を促進するため、関係道府県が事業税の減免を行なった場合の減取補てん措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、鉱害対策費百五十一億六千万円が、昭和四十七年度石炭及び

石油対策特別会計予算に計上されている。また、事業税の減免見込額約五億四千万円に対する減取補てんは普通交付税によつて行なわれる。

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十五日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

る長期の計画(以下「鉱害復旧長期計画」という)を定めなければならない。

2 鉱害復旧長期計画においては、土地物件の種類ごとに、復旧すべき鉱害の量及び鉱害の復旧にあつて配應すべき基本的事項を定めるものとする。

3 通商産業大臣は、鉱害復旧長期計画を定めようとするときは、関係府県知事及び石炭鉱害審議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、鉱害復旧長期計画を定めるときは、その概要を公表しなければならない。

5 国は、鉱害復旧長期計画の達成を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第六条から第四十七条まで 削除

第四十八条第一項を次のように改める。
「石炭鉱害事業団(以下「事業団」という)は、毎事業年度、その事業年度において復旧工事に着手することが必要かつ適当であると認められる地区を復旧工事に着手すべき地区として選定し、次に掲げる事項を記載した復旧基本計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 復旧工事に着手すべき地区
二 復旧工事の概要及び完了の目標年度
三 復旧工事の復旧費、第七十三条第二項の規定により算定されるべき額及び復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費(以下「復旧費等」という)。

四 復旧費等の負担区分
五 復旧することが著しく困難又は不適当なため復旧の目的としない農地又は家屋等(以下「復旧不適農地等」という)があるときは、復旧不適農地等の概要、第七十九条第一項又は第七十九条の三第一項の規定による支払に要する費用及びその費用の負担

区分

第四十八条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項ただし書中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の復旧基本計画を作成する場合において、当該復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に復旧不適農地等があるときは又は同項の認可があつた復旧基本計画を変更する場合において、変更する事項が復旧不適農地等に係るものであるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見をきかなければならない。ただし、同項の認可があつた復旧基本計画を変更する場合において、第五十六条第二項の規定により市町村長の意見をきいたときは、この限りでない。

第四十八条に次の二項を加える。
7 通商産業大臣は、第四項の規定により第一項の認可の申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更しようとする場合において、当該変更して認可し、又は変更しようとする事項が復旧不適農地等に係るものであるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見をきかなければならない。ただし、第五十六条第二項の規定により市町村長の意見をきいたときは、この限りでない。

8 事業団は、第一項の復旧基本計画の作成にあたり関係市町村長の意見をきく等その協力を得るよう努めなければならない。
第四十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項第四号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 第四十八条第一項第五号の費用の負担区分

には、次条第一項の規定により納付金を納付すべき者及びその見込納付金額を記載し、かつ、当該復旧基本計画には、その者の負担区分に関する同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面を添付しなければならない。）

第五十条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「第七十九条第一項」の下に「若しくは第七十九条の三第一項」を加える。

第五十一条第一項第三号中「第五十二条」を「次条」に改め、同項第四号中「都道府県」の補助金並びに第五十二条を「次条」に改め、同項第五号及び第六号中「国の負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条」を「次条」に改め、同項第七号中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項に次の一号を加える。

八 第七十九条の三第一項に規定する家屋等については、同項の規定により定められる金額

第五十一条第三項中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項第四号」に改め、「負担区分」の下に「又は同項第五号の費用の負担区分」を加える。

第五十二条の二中「第四十九条第二項」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十三条中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。

第五十四条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「復旧費等の負担区分」を「当該復旧基本計画」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五十五条第二項中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項第四号」に改める。

第五十六条第二項を次のように改める。

2 前項前段に規定する復旧工事の施行者が農地又は家屋等の復旧を目的とする実施計画を作成する場合において、第四十八条第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧

工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地又は家屋等のうちに、復旧することが著しく困難又は不適当なため実施計画において復旧の目的としない農地又は家屋等（当該復旧基本計画に記載された復旧不適農地等を除く）があるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見をきかなければならない。

第五十六条第六項中「工事」の下に「（以下）みな復旧工事」とし、「を」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第一項の実施計画が農地の復旧を目的とするものである場合において、その農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けるときは、当該復旧工事の施行者は、その施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適当と認められる者のうちから、その同意を得て当該施設の維持管理を行なう者を定め、同項の認可を申請する実施計画には、前項に規定する書面のほか、その維持管理を行なう者の同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面）を添付しなければならない。

第五十六条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する場合においては、第一項の認可を申請する実施計画には、実施計画において復旧の目的としない当該農地又は家屋等の概要を記載した書面を添付しなければならない。

第五十八条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十二条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第六十四条第一項及び第六十七条中「同条第

三項を「同条第四項」に改める。

「第四節 農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置」を「第四節 復旧工事後の措置等」に改める。

第七十七条第一項及び第二項を次のように改める。

復旧工事の施行者は、農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六条第六項の規定により定めたその施設の維持管理を行なう者があるときは、その復旧工事について第七十三条第一項の検査を受けた後直ちに、その者にその施設を引き渡さなければならない。

2 復旧工事の施行者が前項に規定するかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六条第六項の規定による同意を得ることができなかつたときであつて、同条第一項の認可の申請後その復旧工事について第七十三条第一項の検査を受けるまでに、当該施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適当と認められる者のうちから、その者の同意を得てその施設の維持管理を行なう者を定めたときも、前項と同様とする。

第七十七条第三項及び第四項中「第一項の下に「又は第二項」を加え、「同項に規定する施設」を「かんがい排水施設」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 復旧工事の施行者（事業団を除く）は、第一項に規定するかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六条第六項又は前項の規定による同意を得ることができなかつたときは、その復旧工事について第七十三条第一項の検査を受けた後直ちに、事業団にその施設を引き渡さなければならない。

第七十九条の見出し中「復旧不適地」を「復旧

不適農地等」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、第四十八条第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧することが著しく困難又は不適当なため復旧の目的としない農地として記載された農地（以下「復旧不適農地」という。）があるときは、農林大臣が農林省令、通商産業省令で定める算定基準に従いその復旧不適農地について支払うべき金額として定めた金額を、その復旧不適農地に係る被害者に対し、支払わなければならない。

第七十九条第二項及び第三項中「復旧不適地」を「復旧不適農地」に改め、第三章第四節中同条の次に次の二条を加える。

第七十九条の二 事業団は、前条第一項の規定による支払をした復旧不適農地の所有者から事業団において当該復旧不適農地を買い入れることを求める旨の申出があつたときは、当該復旧不適農地を買い入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における復旧不適農地の価格は、時価によるものとする。

第七十九条の三 事業団は、第四十八条第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧することが著しく困難又は不適当なため復旧の目的としない家屋等として記載された家屋等（以下「復旧不適家屋等」という。）があるときは、通商産業大臣が通商産業省令で定める算定基準に従いその復旧不適家屋等について支払うべき金額として定めた金額を、その復旧不適家屋等に係る被害者に対し、支払わなければならない。

2 第七十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第九十二条第一項中「第三十条第四号」を「第三十条第一項第四号」に、「及びホを、ホ及びチに、」及び「へ」を「ハ及びト」に改める。

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

第六条中「増設した者について」の下に、「その事業に対する事業税」を、「減収額」の下に「事業税又は」を加える。

附則第二項ただし書中「規定により」の下に「事業税」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正に伴う経過規定)

2 第一条の規定による改正後の臨時石炭鉱害復旧法第九十四条第五項及び第六項の規定は、この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第四十八条第一項の認可があつた復旧基本計画に係る昭和四十七年度以降のみなし復旧工事に適用する。

3 この法律の施行の際現に臨時石炭鉱害復旧法第五十六条第一項の認可の申請がされている実施計画(農地の本来有していた効用を維持するため新たにかんがい排水施設を設ける復旧工事に係るものに限る)については、第一条の規定による改正後の同法第五十六条第六項及び第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第五十六条第一項の認可があつた実施計画に係るかんがい排水施設(農地の本来有していた効用を維持するため復旧工事ににより新たに設けられたものに限る)の引渡しであつて、この法律の施行後に行なわれるものについては、第一条の規定による改正後の臨時石炭鉱害復旧法第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第九十四条第二項の規定により交付された補助金の

返還については、なお従前の例による。

「川上為治君登壇、拍手」

○川上為治君 たいだいま議題となりました臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千数百億円にのぼる残存石炭鉱害を処理するため所要の措置を講じるとともに、産炭地域に対する企業の進出を促進しようとするものでありまして、そのおもな内容は、第一に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正して、法律の有効期限を十年間延長するとともに、鉱害復旧長期計画の策定、鉱害農地の宅地転換促進等の措置を講じること。

第二に、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正して、法律の有効期限を十年間延長するとともに、石炭鉱害復旧事業団の業務拡大等の措置を講じること。

第三に、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正して、疲弊の著しい産炭地域の工場立地を促進するため、地方税減免に対する減収補てん措置を拡充すること等でありました。

委員会においては、第五次石炭政策の確立、石炭対策費の財源確保の見通し等について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三二君) 日程第五 北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長木村睦男君。

審査報告書

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十一日

運輸委員長 木村 睦男

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道における公共事業の費用に係る国の負担及び補助の特例に關する調整措置の一環として、国または港湾管理者が北海道において港湾工事をする場合の国の負担割合を調整しようとするもので、妥協な措置と認めらる。

一、費用

昭和四十七年度港湾整備特別会計予算に、北海道港湾事業に要する経費として、本法施行に伴う国庫負担率の変更による減額六億二千六百万円を差引き、百六十三億五千万円が計上されている。

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十七年四月十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「全額を」を「十分の九・五を、港湾管理者がその十分の〇・五をそれぞれ」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日、昭和四十七年四月一日から施行し、改正後の北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第二條第一項の認可があつた復旧基本計画に係る昭和四十七年度以降のみなし復旧工事に適用する。

二条第一項の規定、附則第三項の規定による改正後の離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)別表(一)の規定及び附則第四項の規定による改正後の特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十三年法律第六十七号)第四條第一項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金(昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除く)及び当該国の負担金に係る港湾工事に關する費用の負担金から適用する。

2 改正前の○第二条第一項の規定に基づき国がその全額を負担することとした港湾工事に關する費用に係る負担金で昭和四十六年度の予算に係るもの(昭和四十七年度以降に繰り越されたものを含む)については、国の負担割合については、なお従前の例による。

(離島振興法の一部改正)

3 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表(一)地方港湾の項中「港湾管理者」の下に「(北海道にあつては、港湾管理者又は国)」を加える。

昭和四十七年五月十二日 参議院会議録第十四号

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案

四二六

4 (特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)
特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「(北海道の重要港湾を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「第四十二条第一項本文の下に「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三十二条第二項において準用する同法第二十一条第一項を、」を挿入した額の十分の五の下に「(北海道の重要港湾については、十分の〇・五)を加え、同条第二項第一号中「重要港湾」の下に「(北海道の重要港湾を除く。)」を加え、同項第二号中「十分の一」を「十分の一・四五」に改める。

5 (沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十二条中「第四条第一項中「北海道」の下に「及び沖繩県」を加え」を「第四条第一項中「重要港湾において」を「重要港湾(沖繩県の重要港湾を除く。以下この条において同じ。)」において二に改めに改める。

〔木村睦男君登壇、拍手〕
○木村睦男君 たいだいま議題となりました法律案は、北海道における公共事業にかかる国庫負担の特例に関する調整措置の一環として、昭和四十七年度から、国または港湾管理者が北海道において港湾工事をする場合の国の費用負担割合を、外郭施設または水域施設について、十分の十を十分の九・五に改める等の調整を行なうとするものであります。

委員会におきましては、本案をめぐり熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○副議長(森八三三君) この際、日程に追加して、沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案(鈴木強君外四名発議)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長阿部憲一君。

審査報告書

沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案
右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十二日

法務委員長 阿部 憲一

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
恩赦は内閣の行政権に属するものであり、国会が事前に恩赦の具体的内容について決議を行なつて行政権の行使を制約するようなことをするのには、三権分立の建前に照らして、差し控えるべきである。

沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案
右の議案を決議する。
昭和四十七年四月二十二日

発議者

鈴木 強 沢田 実

向井 長年	須藤 五郎	堀出 啓典	渋谷 邦彦
青島 幸男	阿具根 登	白木義一郎	鈴木 一弘
足鹿 覺	秋山 長造	田代富士男	多田 省吾
西ヶ久保重光	上田 哲	中尾 辰義	二宮 文造
伊部 真	小野 明	原田 立	藤原 房雄
占部 秀男	大矢 正	三木 忠雄	峯山 昭範
大橋 和孝	加藤シヅエ	宮崎 正義	矢追 秀彦
加瀬 完	川村 清一	木島 則夫	栗林 卓司
片岡 勝治	工藤 良平	柴田利右門	田淵 哲也
神沢 浄	小林 武	高山 恒雄	中沢伊登子
小谷 守	佐々木静子	中村 利次	中村 正雄
小柳 勇	沢田 政治	萩原幽香子	藤井 恒男
佐野 芳雄	杉原 一雄	松下 正寿	村尾 重雄
須原 昭二	鈴木美枝子	岩間 正男	小笠原貞子
杉山善太郎	瀬谷 英行	加藤 進	春日 正一
鈴木 力	田中 一	河田 賢治	塚田 大願
田中寿美子	竹田 四郎	野坂 参三	星野 力
竹田 現照	鶴岡 哲夫	渡辺 武	喜屋武眞榮
辻 一彦	戸叶 武	野末 和彦	山田 勇
田 英夫	中村 波男		
戸田 菊雄	成瀬 福治		
中村 英男	野上 元		
西村 関一	羽生 三七		
野々山一三	藤田 進		
林 虎雄	前川 且		
藤原 道子	松永 忠二		
松井 誠	宮之原貞光		
松本 英一	森 勝治		
水口 宏三	森中 守義		
村田 秀三	安永 英雄		
森 元治郎	横川 正市		
矢山 有作	和田 静夫		
山崎 昇	内田 善利		
吉田忠三郎	上林繁次郎		
阿部 憲一	小平 芳平		
柏原 ヤス			
黒柳 明			

沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議
本院は、沖繩復帰にともなう恩赦の対象から公職選挙法違反の罪を除外するよう、政府に勧告する。
右決議する。

理由
清潔で民主的な選挙によつて国権の最高機関である国会を構成することは、議会制民主主義を守るうえで極めて重要である。いやしくも恩赦によつて選挙違反者が免罪されることは、腐敗選挙を助長するものであり、絶対に許されないとある。
よつて沖繩施設権返還に伴う恩赦の対象から、公職選挙法違反の罪を除外するよう政府に勧告するものである。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 ただいま議題となりました沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本決議案は、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党及び第二院クラブの共同提案にかかるとのことであり、その要旨は、提案者の趣旨説明によれば、清濁で民主的な選挙によって国権の最高機関である国会を構成することは、議会制民主主義擁護の基本原則である。しかるに、今回の沖繩返還にあたり政府は、大規模の恩赦を行なうとし、その中に公職選挙法違反者を含める意向であるやに聞くのであるが、いやくも恩赦によって選挙違反者が免罪されることは、腐敗選挙を助長するものであり、絶対に許されないことである。過去の経緯にかんがみても、恩赦に選挙違反者を含むことについては世論の強い反対があったにもかかわらず、恩赦の対象に大量の選挙違反者を含めてきた。今回も沖繩恩赦にあたり、重ねて選挙違反者を免罪することが、沖繩返還の真の意義を歪曲し、沖繩の心を踏みにじるものと言わなければならない。よって、沖繩施政権返還に伴う恩赦の対象から、公職選挙法違反の罪を除外するよう政府に強く勧告するものである、というものであります。

委員会におきましては、過去の恩赦実施において選挙違反者を多数含ませてきた政令恩赦の運用の可否、恩赦における自然犯と選挙犯との公平な取り扱いの具体的方針、恩赦の意義並びに刑事政策上より見た政令恩赦と個別恩赦の合理性の比較、さらに最近のように政令恩赦の実施がかなり前から予想され、しかもおおむね選挙違反者を救済することになるのは、選挙違反を免罪助長することになりはしないか、また、政府は今回の沖繩恩赦に選挙違反者を含めるつもりか、また、戦後七回にわたり行なわれた政令恩赦の対象者の選択の根拠、なにかんなく国連加盟恩赦時に

はその大かたが選挙関係違反を対象とした理由などの熱心な質疑応答がありました。詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表し、原委員から、恩赦は、憲法に規定された内閣の権限であり、あくまで内閣の責任において行なわれるものであって、立法府が行政府たる内閣の責任に属する事柄について、このような具体的な内容を持った決議を行なうて行政権の行使を制約するようなことをするべきものである、との理由により、この決議案に反対の意思を表明され、日本社会党を代表し、佐々木委員からは、主権在民の日本の民主的政治を生かしていくためには、公正にして清らかな選挙こそは何ものにもまして尊重されねばならないところであるが、選挙違反者の中には、すでに犯罪当時において恩赦が行なわれるであろうとの予測に基づいて安易に法を軽視し、じゅうりんしている悪質な者が多い。恩赦権が憲法上内閣に属しているとはいえず、内閣の権限としてこのような者を含めて、恩赦が無制限に行なわれることは、実質においては内閣自身が公職選挙法の無視あるいは選挙違反行為を助長していることにつながるものである。内閣は、恩赦権の行使も主権者たる国民の総意に基づいてこれを行なわなければならない。今回の沖繩恩赦に際して、選挙違反者を恩赦から除外せよとの声は国民大多數の世論である。すべから恩赦制度本来の精神にのっとり、正しい恩赦を行なうことこそ国民の望むところである、との理由により賛成の立場を表明し、公明党を代表し、上林委員から、政府は今回の沖繩返還にあたり恩赦を実施する旨を明らかにしながらも、その内容については事前発表はその秘密性を害するとして語らず、一方で過去の恩赦において大量の選挙違反者の赦免をしたことについてその感想を述べ、そのことを拒否している、まことに遺憾である。

国民の基本的人権を真に擁護するためには、民主政治の基盤たる選挙についてその公正を害するがごとき選挙違反者の赦免は許さるべきものではない。もし今回の沖繩恩赦において選挙違反者に対する恩赦が適用されるようなことがあれば、政府に対する不信にとどまらず、国政全般に対する不信を呼ぶ結果となり、加えて、恩赦を当て込んだ悪質な選挙違反を助長させ、腐敗政治に拍車をかける結果となる、との理由により賛成の立場を表明し、民社党を代表して、中沢委員からは、沖繩百万の同胞が異民族支配から脱却して祖国に帰ることを慶祝して恩赦を行なうこと自体には異議をはさむのではないが、それにかこつけ、選挙違反者の救済をねらうとしたお手盛り祝儀になることは容認できない。選挙は国民の国政参与の重要な権利行使であり、民主政治の土台である。選挙のルール違反は厳罰に処すべきであり、選挙違反を単純な行政犯として恩赦の対象とし、民主政治の土台を切りくずし、選挙違反を助長する作用をするべきでない、との理由で賛成し、日本共産党を代表し、加藤委員は、政府が沖繩返還のときをたえて選挙違反者を恩赦対象とすることは、議会制民主主義の基礎たる選挙の公正を侵害するものであり、恩赦法がその制定理由の不明を幸いにして、選挙の買収贈賄事件など政治をよごしてきた者を恩赦の対象とするなど、恩赦権の行使をほしきままにすることに對し、政治の純潔を守り、議会制民主主義を守る立場を明らかにする意味で、本決議案に賛成の意を表明いたしました。

かくて討論を終わり、採決いたしましたところ、賛成少数により、本決議案は否決すべきものと決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 少数と認めます。よって、本案は否決されました。

これにて休憩いたします。

午後三時十二分休憩

午後七時五十三分開議

○議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

松井誠君から病氣のため、十五日間請假の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、沖繩振興開発金融公庫法案(第六十七回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長前田佳都男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

沖繩振興開発金融公庫法案
第六十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付

する。

昭和四十七年四月十八日

参議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

沖縄振興開発金融公庫法案

沖縄振興開発金融公庫法

(小字及び一は衆議院修正)

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)
第三章 業務(第十九条—第二十三条)
第四章 会計(第二十四条—第三十一条)
第五章 監督(第三十二条—第三十四条)
第六章 雑則(第三十五条—第三十六条)
第七章 罰則(第三十七条—第四十条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等

に対する資金で、一般の金融機関が融通することとを困難とするものを融通し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を那覇市に置く。

2 公庫は、東京都に従たる事務所を置くほか、主務大臣の認可を受けて、その他の必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。

2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、沖縄振興開発金融公庫という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に役員として理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公庫を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十二条 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党的役員は、公庫の役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長及び副理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 沖繩において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して、当該事業に係る設備(航空機、船舶及び車両を含む。)の取得、改良若しくは補修又は当該事業の用に供する土地の造成当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な長期資金を貸し付けること。
- 二 沖繩に住所を有する者で沖繩において事業を営むものに対して、生業資金の小口貸付けを行ない、及び沖繩に住所を有する者に対して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅

の用に供する土地の取得若しくは造成又は借

地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める用途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行なうこと。

イ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行なう者(地方公共団体を除く。)

ハ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行なう者

ニ 沖繩において土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行なう会社その他の法人並びにこれらの事業を行なう地方公共団体

ホ その他政令で定める者

四 沖繩において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 沖繩において事業を行なう中小企業者に対して、当該事業の振興に必要な長期資金を貸

し付けること。

六 沖繩において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に必要なる附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖繩において営業を営む環境衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むために必要な施設又は設備(車両を含む。)の設置又は整備に要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。その他環境衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業を行なうのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 生業資金の小口貸付け 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二項に規定する生業資金の小口貸付けをいう。

二 恩給等 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。

三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設 それぞれ住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第二項又は

第四項第二号に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。

四 中小企業者 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第二条に規定する中小企業者をいう。

五 環境衛生関係営業者 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)第二条第二項に規定する環境衛生関係営業者をいう。

3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条に規定する資金の貸付けの業務及び自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第二条に規定する資金の貸付けの業務を行なう。

4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

6 住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定は、公庫について準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項又は第二項の規定による貸付けの業務のうち、同条第一項第一号」とあるのは、「沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、同号イ」と

読み替えるものとする。

(業務の委託等)

第二十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関又は地方公共団体に対し、その業務(次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む)のうち政令で定めるものを委託することができる。

2 前項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の受託)

第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なう住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する保険の業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なう貸付けの業務を受託することができる。

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十二条 公庫は、業務の開始の際、業務方法

書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法

二 業務委託の基準

三 その他政令で定める事項

(事業計画及び資金計画)

第二十三条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入

とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(沖縄振興開発金融公庫宅地債券)

第二十七条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、

第十九条第一項第三号の規定による貸付金に係る土地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、公庫の予算に定められた金額の沖縄振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

2 宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用等)

第二十八条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第二十九条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第三十条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要なる帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十一条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

2 会計検査院は、必要があると認めるときは、第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受

けた者の会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十二条 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の解任)

第三十三条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金融通法若しくは自作農維持資金融通法又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣言を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関、第二十条第一項の

規定により業務の委託を受けた地方公共団体

(以下この項において「受託地方公共団体」という。)若しくは第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロからニまでの規定に該当するものその他政令で定める者(以下この項において「貸付けを受けた者」という。)に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

第六節 雑則

(貸借人の選定等) 第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項及び第二項の規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金の貸付けを受けた者で同号ロの規定に該当するものについて、同法第三十五条の二第一項から第三項まで

の規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他の他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はニの規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他の他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

2 住宅金融公庫法第三十九条の規定は、公庫について準用する。

(主務大臣)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章 罰則

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものが、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は

は第十九条第二項第三号に規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以下この条において「関連施設等」という。)を貸したとき。

二 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第二項(同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する額をこえて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第三項(同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する額をこえて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第三十八条 第三十四条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨

昭和四十七年五月十二日 参議院会議録第十四号

沖繩振興開発金融公庫法案

四三一

げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為

をした公庫の役員若しくは職員、受託金融機関の役員若しくは職員又は同項に規定する貸付けを受けた者である会社その他の法人の代表者若しくは人若しくは会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十八条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第三十二条第二項の規定による主務大臣の

命令に違反したとき。

第四十条 第六条の規定に違反して沖縄振興開発金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(設立の手續)

第三条 主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)の効力発生の日の前日までに設立の準備を完了しなければならない。

5 設立委員は、設立の準備を完了した日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 公庫は、協定の効力発生の日において成立する。

7 公庫は、公庫の成立後、遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

8 公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

(琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等)
第四条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引

いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

(特定の資金の貸付け)

第五条 公庫は、当分の間、第十九条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

(名称の使用制限に關する経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に沖縄振興開発金融公庫という名称を用いている者については、

いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

融公庫という名称を用いている者については、

第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、附則第四条第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二第二項中「規定する宅地債券の購入に關する契約」の下に、「沖繩振興開発金融公庫と締結した沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に關する契約」を加

える。

第七十七条の七の見出し中「農林漁業金融公庫資金」を「農林漁業金融公庫資金等」に改め、同条中「が農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「掲げる資金」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号に規定する資金(政令で定めるものに限る。)」を加え、「当該資金」を「これらの資金」に、「同項」を「農林漁業金融公庫法第十八条第一項」に、「当該貸付け」を「これらの貸付け」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「環境衛生金融公庫」の下に、「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

附則第十条に次の一項を加える。

3 道府県は、沖繩振興開発金融公庫が沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)附則第四条第一項の規定により権利を承継した場合においては、第七十三条の二

第一項の規定にかかわらず、当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課

することができない。

(郵便振替法の一部改正)

第十四条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の八を第六号の九とし、第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 沖繩振興開発金融公庫を監督すること。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律の一部改正)

第十六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

沖繩振興開発金融公庫法案

四三四

(公職選挙法の一部改正)

第十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第一項第二号中「若しくは

環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第十八条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第十九条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「及び中小企業債券」を、「中小企業債券及び沖繩振興開発金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫宅地債券」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫宅

地債券」を加え、「及び北海道東北開発公庫」を

「北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「環境衛生金融公庫」の下に、「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第二十一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二十二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第二十三条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国民金融公庫」の下に「又は

沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十四条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第二十七条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第二十二條の二の規

定」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九條第六項にお

いて準用する住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定」を加える。

第六十条中「住宅金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加え、「又は第二項」を若しくは第二項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十八条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十三条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項

から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第三十三条第一項中「第二十三条第七項」の下に「又は第八項」を加える。

第四十七条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十八条中「第二十三条第七項」の下に「又は第八項」を加える。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

第二十九条 産業労働者住宅資金融通法の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に改める。

第九条第一項の表区分の欄中「以下「公庫法」という。」を削り、「公庫法第二十条第五号」を「住宅金融公庫法第二十条第五号」に改め、同条第二項中「公庫法第二十条第八項」を「住宅金融公庫法第二十条第八項」に、「公庫法第二十条第九項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「公庫法第二十一条の三第一項」を「住宅金融公庫法第二十一条の三第一項」に、「公庫法第二十一条の三第三項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十条第二項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十一条中「公庫法第二十四条第一項」を「住宅金融公庫法第二十四条第一項又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)第二十二条第一項」に改める。

第十二条中「公庫法第二十五条」を「住宅金融公庫法第二十五条又は沖縄振興開発金融公庫法第二十三条」に改める。

第十四条を次のように改める。

(主務大臣、主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては建設大臣及び大蔵大臣とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

2 この法律における主務省令は、住宅金融公庫にあつては建設省令・大蔵省令とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては総理府令・大蔵省令とする。

第十六条及び第十七条中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律

第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)」を、「住宅金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三十一条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「住宅金融公庫」の下に「及び沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第三十二条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「及び年金福祉事業団」を、「沖縄振興開発金融公庫及び年金福祉事業団」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十三条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)」を加える。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第三十四条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「農林漁業金融公庫」の下に「及び沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(自作農維持資金融通法の一部改正)

第三十五条 自作農維持資金融通法の一部を次のように改正する。

第一条中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第二条第一項中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に、「省令」を「農林省令・大蔵省令(沖縄振興開発金融公庫に係るものにあつては、総理

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

沖繩振興開発金融公庫法案 議事日程追加の件
務所の設置に關し承認を求めるの件外三件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、沖繩総合事務局の事

四三六

府令・農林省令・大蔵省令。第五条において同
じ。に改め、同条第二項中「公庫が」を「農林漁
業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が、それ
ぞれに改め、「大蔵大臣の下に」又は内閣総理
大臣、農林大臣及び大蔵大臣を加える。

第五条第一項及び第二項第七号中「省令」を
「農林省令・大蔵省令」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第三十六條 果樹農業振興特別措置法昭和三十
六年法律第十五号の一部を次のように改正す
る。

第三條第二項第六号中「(以下「公庫」とい
う。を又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公
庫」と総稱する。に改める。

第五條第一項中「(昭和二十七年法律第三百五
十五号)の下に」又は沖繩振興開発金融公庫法
(昭和四十六年法律第 号)を加え、同条
第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に改め
る。

附則第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」
に、「とする」をとし、この法律の規定により
沖繩振興開発金融公庫が行なう資金の貸付けに
ついての沖繩振興開発金融公庫法第三十二條第
二項及び第三十三條第二項の規定の適用につい
ては、同法第三十二條第二項中「自作農維持資
金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法
(昭和三十六年法律第十五号)」と、同法第三十
三條第二項第一号中「自作農維持資金融通法」と

あるのは「果樹農業振興特別措置法」とするに
改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十七條 農業信用保証保険法(昭和三十六年
法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「掲げる資金」の下に「(以下こ
の項において「総合施設資金」という。又は沖繩
振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第
号)第十九條第一項第四号に規定する資金で
総合施設資金に相当するもの」を加え、「同号」
を同表の第三号の二に改める。

(中小漁業振興特別措置法の一部改正)

第三十八條 中小漁業振興特別措置法(昭和四十
二年法律第五十九号)の一部を次のように改正
する。

第五條の見出し中「農林漁業金融公庫」を「農
林漁業金融公庫等」に改め、同条中「農林漁業金
融公庫の下に」又は沖繩振興開発金融公庫を、
「(昭和二十七年法律第三百五十五号)の下に」
又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法
律第 号)を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三十九條 中小企業近代化資金等助成法(昭和
三十一年法律第百十五号)の一部を次のように
改正する。

年法律第 号)第十九條を加え、同条第二
項中「中小企業金融公庫法」の下に「又は沖繩振
興開発金融公庫法」を加え、「同法第十九條」を
「中小企業金融公庫法第十九條又は沖繩振興開
発金融公庫法第十九條」に改める。

(電話加入権質に關する臨時特例法の一部改正)

第四十條 電話加入権質に關する臨時特例法(昭
和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二條中「中小企業金融公庫」の下に「沖繩
振興開発金融公庫」を加える。

〔前田佳都男君登壇、拍手〕

○前田佳都男君 ただいま議題となりました法律
案は、復帰後の沖繩における経済の振興及び社会
の開発に資するため、沖繩振興開発金融公庫を設
立し、本土の政策金融機関が行なっているそれぞ
れの業務を、一元的に、かつ沖繩のみを対象とし
て行なわせようとするものであります。

本公庫は、琉球開発金融公社、大衆金融公庫の
ほか、琉球政府の五つの特別会計の権利義務を承
継するものであります。その資本金は、これら
各機関の純資産額に相当する金額としてあります

が、追加出資の規定により、昭和四十七年度にお
いて、政府は、三十億円の出資をすることとして
おります。

その他、本公庫の役員の任命、会計方法、貸し
付け条件、主務大臣の監督等について規定いたし

ております。

なお、本案は、第六十七回国会において、衆議院
で継続審査になったものであります。衆議院に
おいて、法律番号の字句の整理等の修正が行なわ
れております。

委員会におきましては、沖繩の経済・社会の振
興・開発、民生安定のための諸方策、本公庫の役
割りと運営方法等を中心に質疑が行なわれました
が、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は
多数をもって原案どおり可決すべきものと決定い
たしました。

なお、本案に対し、戸田委員より四党共同の附
帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会
の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ
き、沖繩総合事務局の事務所の設置に關し承認を
求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に
関し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ
き、食糧事務所の設置に承認を求めるの件
地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ
き、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の
設置に承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上四件を一括して議題とすることに御異議ご
さいませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方
問題に関する特別委員長長谷川仁君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮古財務出張所	平良市	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部村、多良間村
八重山財務出張所	石垣市	石垣市、竹富町、与那国町
那覇統計調査出張所	那覇市	那覇市、豊見城村、糸満市、東風平村、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷村、与那原町、大里村、南風原村、仲里村、具志川村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、石川市、美里村、与那城村、勝連村、具志川市、コザ市、読谷村、嘉手納村、北谷村、北中城村、中城村、宜野湾市、西原村、浦添市
名護統計調査出張所	名護市	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、宜野座村、金武村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
平良統計調査出張所	平良市	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部村、多良間村
石垣統計調査出張所	石垣市	石垣市、竹富町、与那国町
宮古海運事務所	平良市	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部村、多良間村
八重山海運事務所	石垣市	石垣市、竹富町、与那国町

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

き、沖縄総合事務局の事務所の設置に承認を
求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十七年四月二十八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基
づき、沖縄総合事務局の事務所の設置に
承認を求めるの件

沖縄開発庁設置法第十二條第一項の規定によ
り、沖縄総合事務局の事務所を設置する必要があ
るので、別紙のとおりその設置について、地方自
治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の
承認を求める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
那覇労働基準監督署	那覇市	那覇市、浦添市、豊見城村、糸満市、東風平村、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷村、大里村、与那原町、南風原村、西原村、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、仲里村、具志川村、南大東村、北大東村
コザ労働基準監督署	コザ市	コザ市、宜野湾市、具志川市、石川市、中城村、北中城村、北谷村、美里村、勝連村、与那城村、嘉手納村、読谷村、金武村、宜野座村、恩納村
名護労働基準監督署	名護市	名護市、本部町、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、伊是名村、伊平屋村
宮古労働基準監督署	平良市	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部村、多良間村
八重山労働基準監督署	石垣市	石垣市、竹富町、与那国町
那覇公共職業安定所	那覇市	那覇市、浦添市、豊見城村、糸満市、東風平村、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷村、大里村、与那原町、南風原村、西原村、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、仲里村、具志川村、南大東村、北大東村
コザ公共職業安定所	コザ市	コザ市、宜野湾市、具志川市、石川市、中城村、北中城村、北谷村、美里村、勝連村、与那城村、嘉手納村、読谷村、金武村、宜野座村、恩納村
名護公共職業安定所	名護市	名護市、本部町、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、伊是名村、伊平屋村
宮古公共職業安定所	平良市	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部村、多良間村
八重山公共職業安定所	石垣市	石垣市、竹富町、与那国町

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に
関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十七年四月二十八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基
づき、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に
承認を求めるの件

労働省設置法第十四條、労働基準法第九十七條及び職業安定法第八條の規定により、労働基準監督
署及び公共職業安定所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百
五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、食糧事務所の設置に關し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十七年四月二十八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、食糧事務所の設置に關し承認を求めるの件

農林省設置法第五十五條及び第五十六條第四項の規定により、食糧事務所を設置する必要があるの件、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
沖繩食糧事務所	那覇市	沖繩県

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十七年四月二十八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、沖繩総合事務局の事務所の設置に關し承認を求めるの件外三件 議事 四三八

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

通商産業省設置法第二十二條第一項の規定により、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所を設置する必要があるの件、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置
工業品検査所那覇出張所	那覇市
繊維製品検査所那覇出張所	那覇市

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

○長谷川仁君 たいだいま議題となりました四件の承認案件は、沖繩の復興に伴い、国有財産の管理処分事務を円滑に遂行し、農林漁業の振興開発施策の基本資料を確保し、海運行政についての県民の利便をはかるため、沖繩総合事務局に財務出張所、統計調査出張所及び海運事務所に設置するとともに、労働基準行政及び職業安定行政を円滑に遂行するための労働基準監督署及び公共職業安定所の設置、食糧管理の安定をはかるための食糧事務所の設置、沖繩からの輸出品の検査等を実施するための工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、それぞれ国会の承認を求めたものであります。

特別委員会においては、四件を一括して審査いたしました。質疑の詳細については、会議録によつて御承知願います。

本日、四件についての質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、沖繩総合事務局の事務所の設置に關する承認案件は多数をもつて、他の三件は全会一致をもつて、それぞれ承認願います。

それ承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、沖繩総合事務局の事務所の設置に關し承認を求めるの件の採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、食糧事務所の設置に關し承認を求めるの件、及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、三件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、

沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(第六十七回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長柳

田桃太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案
第六十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和四十七年四月二十五日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案

沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)をいう。以下同じ)の復興に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

(防衛庁職員給与等の特別措置)

第二条 琉球政府の職員のうち、沖繩の復興に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第二十九号。以下「一般法」という。)第三十二条の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用を受けることとなる職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖繩県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

公務員である医師又は歯科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。

3 琉球政府の職員のうち、一般法第三十二条の規定により防衛庁の職員（一般職の国家公務員である者を除く。）となつた者については、当該琉球政府の職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七条第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別の定めをすることができる。

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に關しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

（人身損害に対する見舞金の支給）
第三条 國は、沖縄において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日まで、の間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和前補償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例）
第四条 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三十五号）第四条の規定の沖縄県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村で」とあるのは「沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村で」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号

間、同条中「市町村で」とあるのは「沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村で」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

（軍関係離職者に対する特別給付金の支給に關する特例）
第五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四十七号）第二条に規定する軍関係離職者である者のうち同条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十五条から第十七条までの規定を適用する。

（政令への委任）
第六条 この法律に定めるもののほか、防衛庁関係法律の沖縄への適用についての経過措置その他沖縄の復興に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

（防衛庁設置法の一部改正）
第七条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第五十条中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。
三十二 沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十一年法律第三十五号）第三十三号の規定により、見舞金を支給すること。

第四十一条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案

第四十四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律第三十三号の規定による見舞金に關すること。
第五十四条第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

防衛施設局	那覇市	沖縄県
-------	-----	-----

附 則

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案の内容は、沖縄の復興に伴い、琉球政府職員で防衛庁の職員となる者等の給与等についての特別措置、講和前の人身損害補償の未払い者に対する見舞金の支給、防衛施設周辺の民生安定施設の助成特例、軍関係離職者に対する特別給付金の支給特例など、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定めるとともに、防衛施設局の地方支分部局として那覇防衛施設局を設置すること等でありました。

なお、本法案は、昨年の第六十七回国会において提案され、衆議院において継続審査になつていたので、法文上の字句の整理等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、沖縄関係法案の審査に資するため、去る三月、本院より沖縄に派遣されました議員団より視察の概要を聴取してあります。

す。委員会における質疑の詳細は會議録に譲ることといたします。

質疑を終わる、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同提案による附帯決議が多数をもって付されました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（河野三君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（河野三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後八時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員 堀出 啓典君 松岡 克由君
喜屋武眞榮君 野末 和彦君
内田 善利君 藤原 房雄君
栗林 卓司君 藤井 恒男君
中村 利次君 原田 立君
中尾 辰義君 木島 則夫君
柴田和右門君 中村 登美君
上林繁次郎君 矢追 秀彦君
三木 忠雄君 阿部 憲一君
萩原幽香子君 久次米健太郎君
亀井 善彰君 峯山 昭範君
田代富士男君 黒柳 明君
田淵 哲也君 中沢伊登子君
川上 為治君 熊谷太三郎君
沢田 実君 渋谷 邦彦君
宮崎 正義君 向井 長年君

高山 恒雄君	温水 三郎君	鹿島 俊雄君	植木 光教君	安永 英雄君	松本 英一君	外務委員	春日 正一君
濱田 幸雄君	小平 芳平君	町村 金五君	橋 直治君	和田 静夫君	塚田 大願君	大蔵委員	中尾 辰義君
村尾 重雄君	小山邦太郎君	高橋文五郎君	岡本 栢君	田中寿美子君	大橋 和孝君	同	喜屋武眞榮君
棚辺 四郎君	中村 領二君	吉武 恵市君	大谷藤之助君	川村 清一君	中村 波男君	文教委員	高橋文五郎君
橋本 繁蔵君	原 文兵衛君	塚田十一郎君	小笠 公昭君	鈴木 力君	森 勝治君	社会労働委員	中山 太郎君
松垣徳太郎君	志村 愛子君	前田佳都男君	堀本 宜実君	村田 秀三君	星野 力君	農林水産委員	中村 登美君
竹内 藤男君	高橋 邦雄君	柴田 栄君	大竹平八郎君	松本 賢一君	小林 武君	同	戸叶 武君
柴立 芳文君	古賀雷四郎君	平井 太郎君	塩見 俊二君	西村 賢一君	渡辺 武君	同	山田 徹一君
黒住 忠行君	小林 国司君	平井 太郎君	青木 一男君	須藤 五郎君	山崎 昇君	同	重宗 雄三君
大松 博文君	玉置 猛夫君	迫水 久常君	西田 信一君	横川 正市君	小柳 勇君	同	林田悠紀夫君
永野 鎮雄君	山崎 五郎君	増原 恵吉君	赤岡 文三君	戸叶 武君	河田 賢治君	同	久次米健太郎君
石原慎太郎君	長田 裕二君	林田悠紀夫君	船田 讓君	岩間 正男君	加瀬 完君	同	鈴木 一弘君
菅野 儀作君	石本 茂君	伊部 真君	田 英夫君	吉田忠三郎君	小野 明君	同	青島 幸男君
佐田 一郎君	安田 隆明君	今泉 正二君	鳴崎 均君	足鹿 覺君	成瀬 幡治君	同	塩出 啓典君
藤田 正明君	源田 実君	稲嶺 一郎君	上田 哲君	藤田 進君	野坂 参三君	同	山田 勇君
長谷川 仁君	二木 謙吾君	工藤 良平君	世耕 政隆君	内閣総理大臣	佐藤 榮作君	建設委員	藤原 房雄君
河口 陽一君	木村 陸男君	初村瀧一郎君	星野 重次君	内閣総理大臣	前尾繁三郎君	同	星野 力君
土屋 義彦君	栗原 祐幸君	竹田 現照君	戸田 菊雄君	法務大臣	福田 赴夫君	同	野末 和彦君
木島 義夫君	米田 正文君	山本茂一郎君	山内 一郎君	外務大臣	福田 赴夫君	同	古賀雷四郎君
津島 文治君	丸茂 重貞君	柳田桃太郎君	宮崎 正雄君	通商産業大臣	田中 角榮君	同	高橋 邦雄君
平島 敏夫君	江藤 智君	沢田 政治君	野々山一三君	運輸大臣	丹羽喬四郎君	同	山崎 竜男君
鍋島 直昭君	新谷寅三郎君	杉山善太郎君	楠 正俊君	労働大臣	塚原 俊郎君	同	棚辺 四郎君
植竹 春彦君	木内 四郎君	内藤登三郎君	西村 尚治君	国務大臣	江崎 真澄君	同	園田 清充君
杉原 荒太君	上原 正吉君	松永 忠二君	森中 守義君	国務大臣	山中 貞則君	同	高田 浩運君
松平 勇雄君	郡 祐一君	西村 関一君	後藤 義隆君	政府委員	内閣法制局長官	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
古池 信三君	安井 謙君	伊藤 五郎君	白井 勇君	内閣法制局長官	高辻 正巳君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
重宗 雄三君	細川 護熙君	中村 英男君	森 元治郎君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
岩動 道行君	上田 稔君	瀬谷 英行君	平泉 渉君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
佐藤 隆君	中山 太郎君	田口長治郎君	八木 一郎君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
川野辺 静君	河本嘉久蔵君	山本 利壽君	山下 春江君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
金井 元彦君	片山 正英君	加藤シヅエ君	藤原 道子君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
梶木 又三君	岩本 政一君	鶴岡 哲夫君	鈴木 強君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
若林 正武君	長屋 茂君	片岡 勝治君	辻 一彦君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
増田 盛君	矢野 登君	佐々木静子君	須原 昭二君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
山本敏三郎君	渡辺一太郎君	加藤 進君	水口 宏三君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
山崎 竜男君	佐藤 一郎君	小谷 守君	神沢 浄君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
中津井 真君	寺本 広作君	鈴木美枝子君	宮之原貞光君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
久保田藤磨君	園田 清充君	杉原 一雄君	竹田 四郎君	農林政務次官	佐藤 隆君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	

昭和四十七年五月十二日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、食糧事務所の設置に関し承認を求めるの件
議決報告書
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件議決報告書
沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案可決報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料別)

発行所

東京港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(代)